

第6期大館市障害福祉計画

第2期大館市障害児福祉計画

[令和3年度～令和5年度]

“障害の有無に関わらず、
ともに生きる地域社会の実現をめざすまち”



Odate City, Akita

令和3年3月
大館市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画における基本的理念	1
3 計画の期間	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画策定の視点	3

第2章 これまでの計画の取組みの分析・評価

1 概要	4
2 重点項目の分析と評価	4
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	4
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	5
(3) 地域生活支援拠点等の整備	5
(4) 福祉施設から一般就労への移行	5
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	6
(6) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用状況 について	6

第3章 目標の達成に向けて

1 基本的な考え方	7
2 達成すべき成果目標	7
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	7
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	8
(3) 地域生活支援拠点等の確保と機能の充実	8
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	11
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	12
(6) 相談支援体制の充実・強化等	12

(7) 障害福祉サービス等並びに障害児通所支援等の質の向上	13
-------------------------------	----

第4章 障害者の現状

1 障害者の現状	15
(1) 身体障害者手帳所持者の現状	15
(2) 療育手帳所持者の現状	16
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の現状	17

第5章 障害福祉サービス等の必要量の見込み

1 自立支援給付・相談支援の進捗状況と必要量の見込み	19
(1) 訪問系サービス	19
(2) 日中活動系サービス	21
(3) 居住系サービス	27
(4) 相談支援事業	28
2 地域生活支援事業の必要量の見込み	29
(1) 必須事業	29
(2) 任意事業	32

第6章 障害児への支援体制

1 児童福祉法に基づくサービス	36
(1) 児童発達支援及び医療型児童発達支援	36
(2) 保育所等訪問支援	37
(3) 放課後等デイサービス	37
(4) 障害児相談支援	38
2 障害者総合支援法に基づくサービス	39
(1) 自立支援給付	39
(2) 地域生活支援事業	40
3 障害児の健やかな育成	42
(1) 専門的な支援	43

(2) 保育園等における障害児の受入れ人数	43
(3) 重症心身障害児等や医療的ケア児の生活状況	43

【資料】

○重度の障害等があるお子さんの生活実態に関する調査結果に ついて	46
○第6期大館市障害福祉計画・第2期大館市障害児福祉計画（素案） についての意見募集（パブリックコメント）の結果	59
○計画策定の経過	61

1 計画策定の背景と趣旨

大館市では、平成19年3月に障害者基本法に基づき、大館市における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画である「大館市障害者計画」に「大館市障害福祉計画」を網羅して第1期とし、その後3年ごとに障害福祉計画を策定してきました。

「第5期大館市障害福祉計画・第1期大館市障害児福祉計画」（以下「第5期障害福祉計画等」という。）は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき一体化して策定された計画ですが、令和2年度末をもって終了するため、新たに計画を策定するものです。

「第6期大館市障害福祉計画・第2期大館市障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）（以下「基本指針」という。）に即し、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の心身の状況や環境、その他の事情を勘案し、地域において必要な *障害福祉サービス等及び **障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標及び必要量の見込みに関する事項を定めたものです。

* 障害福祉サービス並びに相談支援並びに地域生活支援事業

** 障害児通所支援並びに障害児相談支援

2 計画における基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援

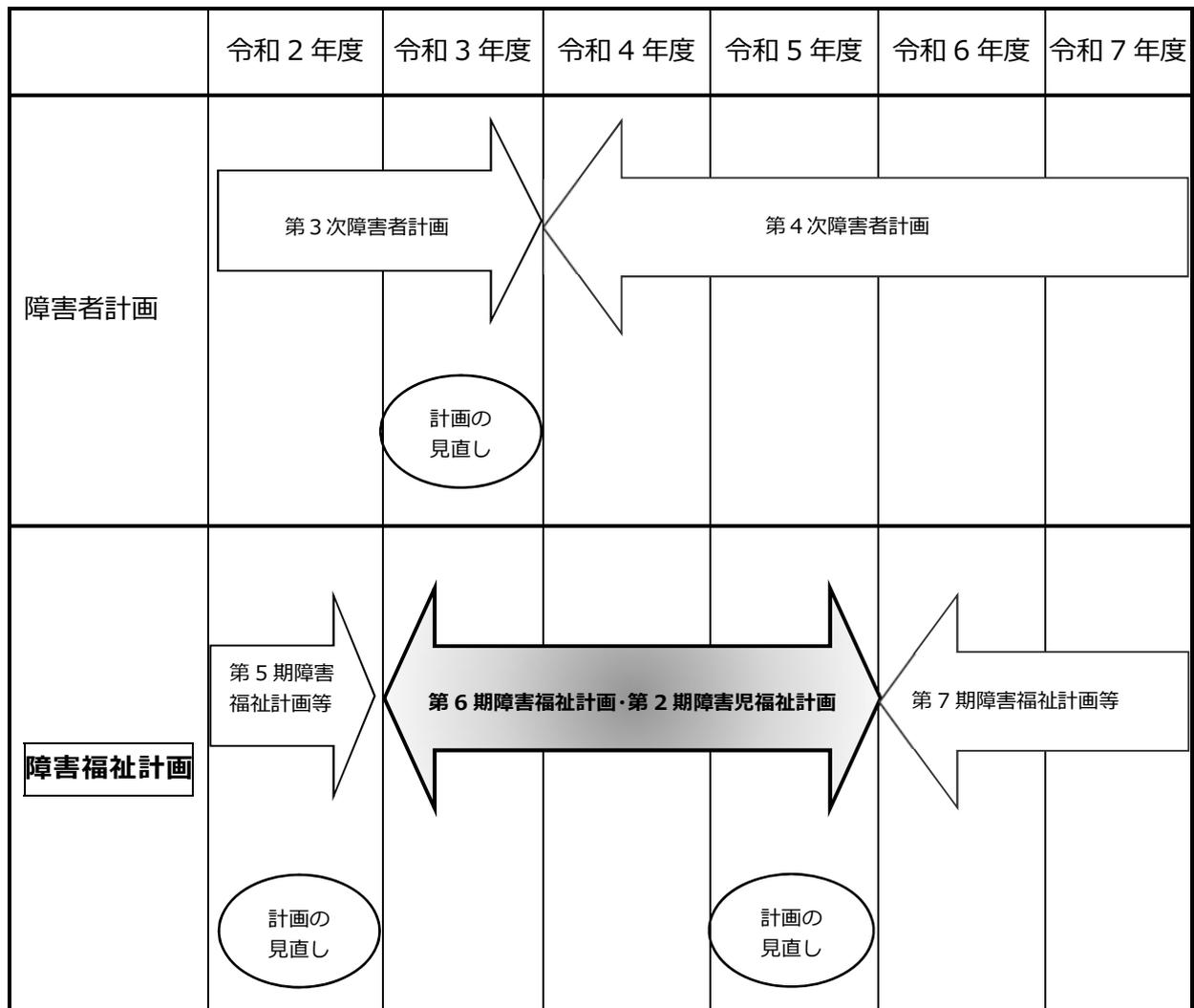
第1章 計画の策定にあたって

- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。なお、計画期間中に法制度の改正や社会資源の創設などで本計画に変更が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

■ 計画期間



4 計画の位置づけ

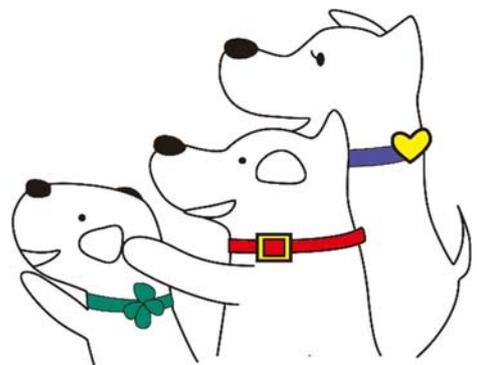
本計画は、「秋田県障害福祉計画・秋田県障害児福祉計画」、大館市全体の指針となる「第2次新大館市総合計画後期基本計画」、福祉の各分野における共通事項を定めた「大館市地域福祉計画」、「第3次大館市障害者計画」、「第2期大館市子ども・子育て支援事業計画」など障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとしします。

5 計画策定の視点

本計画の策定にあたっては、*大館市障害者自立・差別解消支援協議会などの意見を踏まえ策定します。

- ・第5期障害者福祉計画等の進捗状況の分析・評価
- ・サービス基盤整備に対する取組みの推進
- ・令和5年度末の数値目標と各年度のサービスの必要量の見込みの設定

*障害者等の地域における課題について、関係機関と連携し力をあわせて協議していく機関です。



Oodate City, Akita

第2章

これまでの計画の取組みの分析・評価

1 概要

第5期障害福祉計画等で定めた達成すべき数値目標及びサービスの必要量の見込みについて、現在までの取組み状況や実績などを踏まえ、進捗状況の分析と評価を行うものです。

2 重点項目の分析と評価

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

①地域生活への移行

平成29年度以降の地域生活への移行者数を延べ19人と設定しました。共同生活援助（グループホーム）（以下「グループホーム」という。）の創設などにより目標値は達成予定ですが、地域で生活するための居住の場であるグループホームの需要は高く、地域生活への移行を進める環境を促進していく必要があります。

■各年度地域移行者数

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)
地域移行者数	16人	3人	4人	4人

②施設入所者数の削減

平成29年度以降の施設入所者の減少者数を10人とし、令和2年度末の施設入所者数を226人と設定しました。障害の重度化や高齢化などにより、グループホームでの生活が困難な人が一定数いるため、目標値の達成は難しい現状にあります。

■各年度末施設入所者数

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)
施設入所者数	229人	226人	229人	229人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障害者の地域生活への移行については、社会資源の不足などにより難しい状況にあります。また、障害者雇用により一般就労した精神障害者の雇用定着など、地域で安心して暮らすためにはさまざまな課題があります。大館市障害者自立・差別解消支援協議会において、医療、福祉、学識経験者及び障害者団体などさまざまな視点から、課題を整理し情報共有を行う場の整備について協議を行っていく必要があります。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

当市における地域生活支援拠点等は、令和3年度新庁舎完成後の整備を計画しています。*基幹相談支援センターを中心としたワンストップ型相談支援の充実や、市内全域の社会資源を利用した緊急時の受入れ確保などの体制を充実していく必要があります。

また、障害者等が気軽に集まり交流できる場の設置については、現在、大館市障害者自立・差別解消支援協議会から意見を聴き検討を進めている状況です。

*障害に関するさまざまな相談に、専門の相談員が対応し一緒に必要な支援を考えます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

障害者の一般就労への移行は、就労支援事業所と秋田県北障害者就業・生活支援センターやハローワークなどの関係機関が連携し進められています。一般就労後のバックアップ体制や就労を希望する人と企業を結び付ける取組みを強化していく必要があります。

■各年度福祉施設からの一般就労者数

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績見込)
一般就労者数	4人	12人	8人	8人
(うち就労移行支援事業所から)	(3人)	(5人)	(5人)	(4人)
(うち就労継続支援事業所から)	(1人)	(7人)	(3人)	(4人)

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児のサービスの利用については、年々増加傾向にあり、乳幼児健診事業や医療機関との連携、相談支援事業などにより早期発見と早期支援の取組みが図られています。

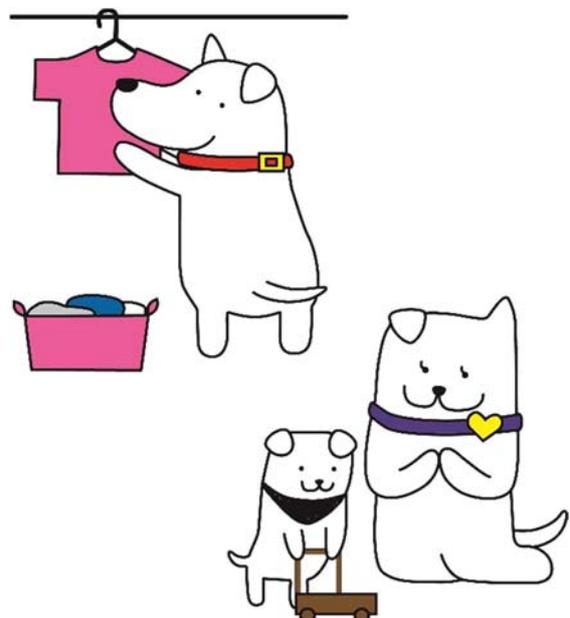
一方、重度の肢体不自由と知的障害が重複している重症心身障害児や日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児につきましては、利用できるサービスに限られるなど、地域のみでの対応が難しい状況にあります。特別な支援を必要とする障害児や介護者の生活実態を把握するなど、継続した協議を進める必要があります。

また、就学児における障害児通所事業所・教育・福祉関係機関による連携の体制を整備していく必要があります。

(6) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用状況について

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等は、制度改正によるサービスの追加やサービス提供事業所の増加により、ここ数年およそ5%の伸び率となっていて、一部計画と実績との差が大きいサービスがあるものの、おおむね見込みのとおり推移しています。

なお、地域において社会資源が不足しているサービスにつきましては、障害福祉サービス事業所等を運営している社会福祉法人などと情報連携しながら検討していく必要がありますが、利用人数に限られるサービスについては、地域での利用は難しい状況にあります。



第3章

目標の達成に向けて

1 基本的な考え方

必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の基本指針に即した令和5年度末の目標を設定します。障害者等の自立を支援するために必要なサービスの提供体制を計画的に確保し、地域で安心して暮らせる環境づくりを目的とします。

2 達成すべき成果目標**(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行**

施設入所者の障害の重度化や高齢化により、入所施設からの退所の理由としては、入院や死亡によるものが大多数を占めています。逆に、障害の重度化により施設入所での支援が必要な場合もあり、自宅やグループホームなどの地域生活への移行が難しい人が一定数います。よって、障害福祉サービス等の基盤や地域生活支援拠点等の整備に係る取組みと市の現状を踏まえ、成果目標を以下のとおり設定します。

なお、令和元年度以降の施設入所者の減少数を7人と設定しました。これは、第5期障害福祉計画等で未達成であった人数を加算したものです。また、令和5年度末までの地域生活移行者数については、市の現状を踏まえ10人としています。

■施設入所者の地域生活への移行の目標値

項目	数値	成果目標設定の考え方
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	229人	令和2年3月31日時点
令和5年度末の施設入所者数(B)	222人	令和6年3月31日時点
【目標値】(A - B) 入所者の退所者数と新規入所者の差分	7人	(A) × 3% (小数点以下切上げ) * 第5期障害福祉計画で未達成分を加算 (国の目標は1.6%以上削減)

第3章 目標の達成に向けて

【目標値】 令和5年度末までの地域生活移行者数	10人	(A) × 4% (小数点以下切上げ) 〈国の目標は6%以上削減〉
----------------------------	-----	--------------------------------------

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

大館市障害者自立・差別解消支援協議会において、精神病床退院後の対応や精神障害者のニーズを把握し、地域で安心して暮らすための、情報共有や連携を行う体制を構築するための協議などを年1回以上行っていきます。

■精神障害者における障害福祉サービス等の利用の目標値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行のための 障害福祉サービス 別利用者数	地域移行支援	1人	1人	1人
	地域定着支援	1人	1人	1人
	共同生活援助	25人	25人	25人
	自立生活援助			

(3) 地域生活支援拠点等の確保と機能の充実

障害の重度化や障害者や介護者の高齢化により、「親亡き後」を見据えて、地域で障害者等やその家族が安心して生活するため、相談や必要に応じて緊急的な対応が図られる体制づくりとして、地域生活支援拠点等の確保を図ります。

また、新庁舎完成後、市総合福祉センターに福祉に関する相談体制の整備を図ります。障害福祉分野では、在宅障害者に対し、機能訓練や社会適応訓練などのサービスを実施する地域活動支援センターの中に、障害者等の余暇の支援や気軽に集まりお互いの情報交換や交流できる場の設置も検討していきます。

地域生活支援拠点等設置後は次の機能を充実させていきます。また、運用状況について年1回以上検証を行っていきます。

※地域生活支援拠点等の機能

- ① 基幹相談支援センターを中心とし、相談支援事業所と連携した緊急事態などや相談内容に応じた必要なサービスのコーディネートを行う機能
- ② 短期入所などを活用した緊急時の受け入れ確保や関係機関への連絡の機能
- ③ 地域生活へ移行するにあたってのグループホームなどの障害福祉サービス等の利用や体験の機会を提供する機能
- ④ 医療的ケアや重度化した障害者に対して専門的に対応できる人材の養成を行う機能
- ⑤ 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や社会資源の連携などを行う機能

地域生活支援拠点等の整備のイメージ図

【面的整備型と多機能拠点整備型の複合型】

※地域生活支援拠点等の機能

- ①相談
- ②緊急時受け入れ(短期入所)
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり



基幹相談支援センター〈必要なサービスのコーディネート〉

- ①相談 ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成(県と連携)
- ⑤地域の体制づくり(大館市障害者自立・差別解消支援協議会の運営など)

グループホーム

- ①相談
- ②緊急時受け入れ(短期入所)
- ③体験の機会・場

町内会、民生委員等

障害者支援施設

- ①相談
- ②緊急時受け入れ(短期入所)

利用者

相談支援事業所等

多機能拠点整備型施設

- ①相談
- ②緊急時受け入れ(短期入所)
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保

医療機関

通所事業所

- ①相談
- ③体験の機会・場

当事者団体

大館市〈企画・調整・バックアップ〉

- ・基幹相談支援センターとの連携
- ・情報交換などの場の設置

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行は重要な課題であり、就労支援の関係機関と連携し取組みを行っていきます。また、障害者の一般就労や雇用に関する理解の促進に努めます。よって、障害者の就労支援についての市の実情を踏まえ、それぞれの成果目標を次のとおりとします。

■ 福祉施設から一般就労への移行数の目標値

項目	実績 令和元年度末	【目標値】 令和5年度末	成果目標設定の考え方
就労移行支援	5人	6人	令和元年度末移行数×1.2倍 〈国の目標は1.3倍〉
就労継続支援A型	2人	4人	令和元年度末移行数×2倍 〈国の目標は1.26倍〉
就労継続支援B型	1人	1人	令和元年度移行数と同値 〈国の目標は1.23倍〉

■ 一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数の目標値

項目	数値	成果目標設定の考え方
令和5年度末時点の一般就労移行者数 (A)	11人	上記福祉施設から一般就労への移行数 【目標値】の合計
うち就労定着支援事業の利用者数 (B)	8人	令和5年度末利用見込数
【目標値】令和5年度末	73%	(B/A)×100% 〈国の目標は70%以上〉

■ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の目標値

項目	数値	成果目標設定の考え方
就労定着支援事業所数 (A)	1事業所	令和3年度から令和5年度までの事業 所数の見込み
うち就労定着率8割以上の事業所数 (B)	1事業所	令和元年度実績により設定
【目標値】令和5年度末	100%	(B/A)×100% 〈国の目標は70%以上〉

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

乳幼児期から一貫した相談支援体制の充実と医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することにより、専門的な相談支援の実施を検討していきます。また、大館市障害者自立・差別解消支援協議会において、支援が困難な状態にある重症心身障害児や医療的ケア児について、ニーズの把握や関係機関との連携体制の構築について協議をしていきます。

また、児童発達支援センターひまわりによる保育所等訪問支援を充実し、*ペアレントトレーニングについても実施していきます。

■ペアレントトレーニング実施者数目標値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施者数見込	10人	10人	10人

*保護者が子どもとのより良い関わり方ができるよう、障害の特性をふまえた子育てを学ぶことにより、子どもの問題行動を減少させることを目的とするものです。



Oodate City, Akita

(6) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、関係機関と連携しながら、障害者等が住み慣れた地域でその人らしくいきいきと生活を送れるよう、取組んでいきます。

※取組み事項

- ・総合的なワンストップ相談窓口
- ・地域の相談支援事業所との連絡会での情報共有や助言
- ・地域の相談支援専門員の人材育成
- ・地域移行に向けた支援と関係機関のネットワーク作り
- ・権利擁護、虐待防止センター業務

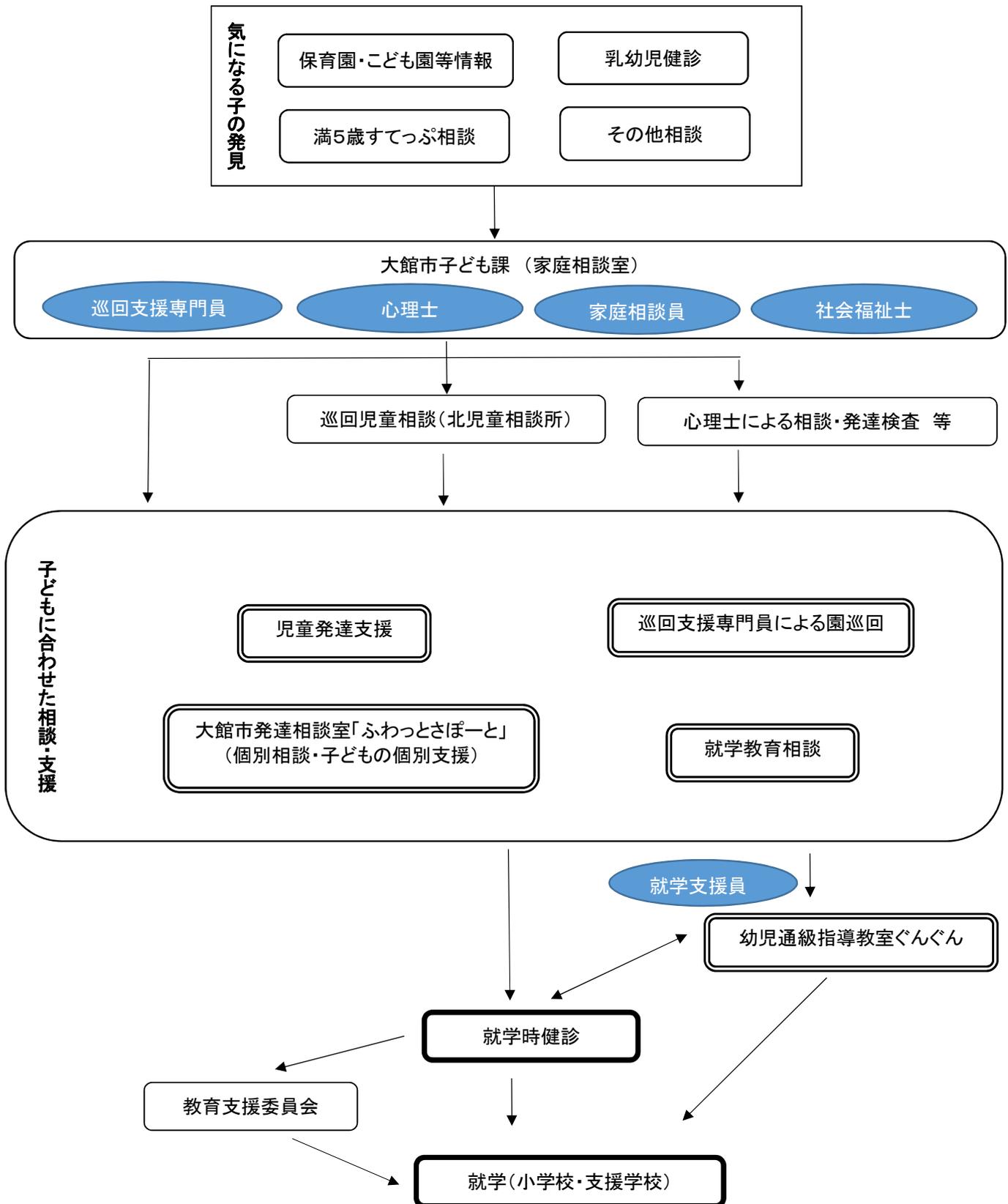
■相談支援件数の目標値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援件数見込	5,340件	5,400件	5,450件

(7) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の質の向上

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用状況の把握と各サービスの適切な提供に関する分析を行っていきます。また、各サービスに係る研修などへ職員を派遣し、必要に応じて障害福祉関係事業所と情報の共有を図ります。

就学前児童の主な相談や支援の流れ



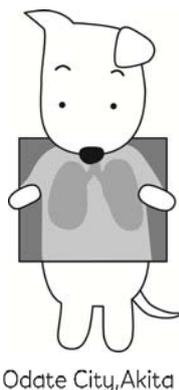
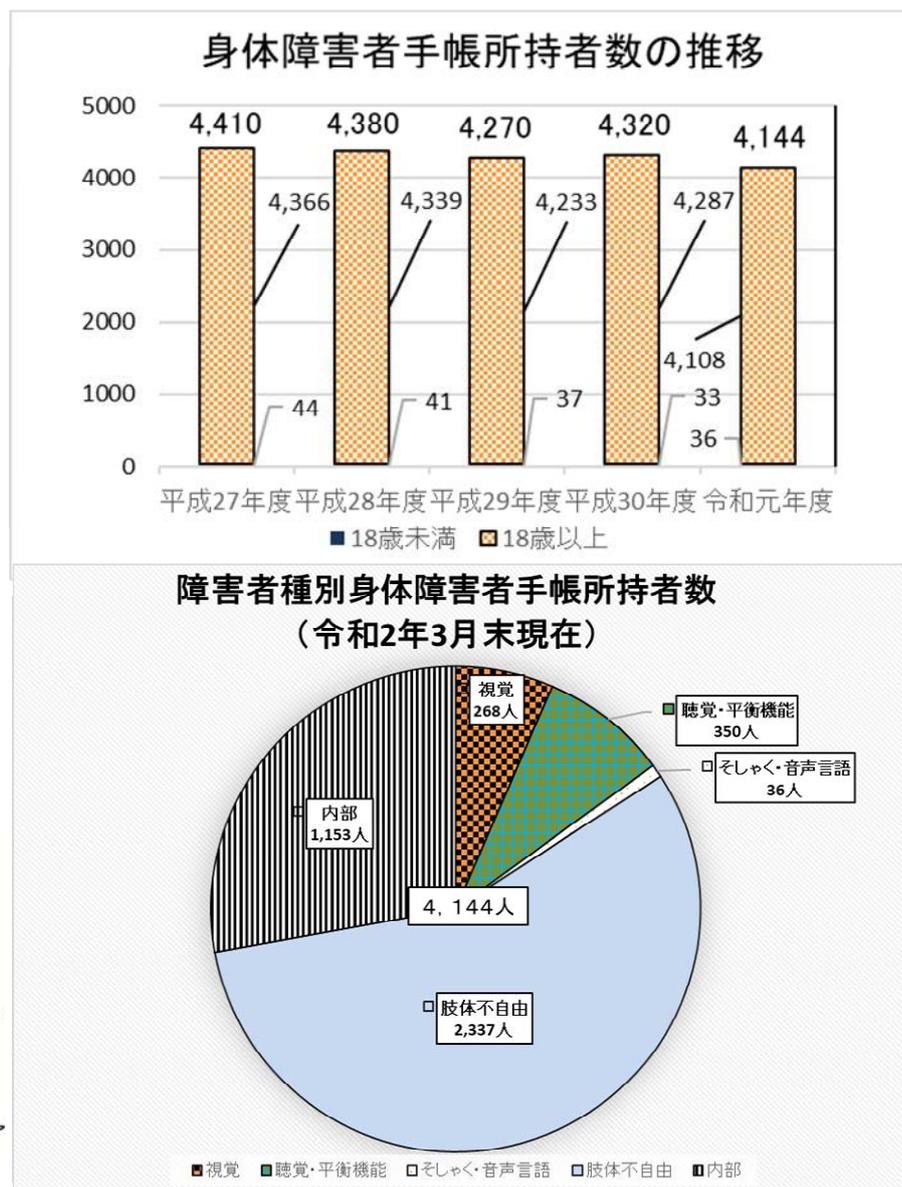
第4章 障害者の現状

1 障害者の現状

(1) 身体障害者手帳所持者の現状

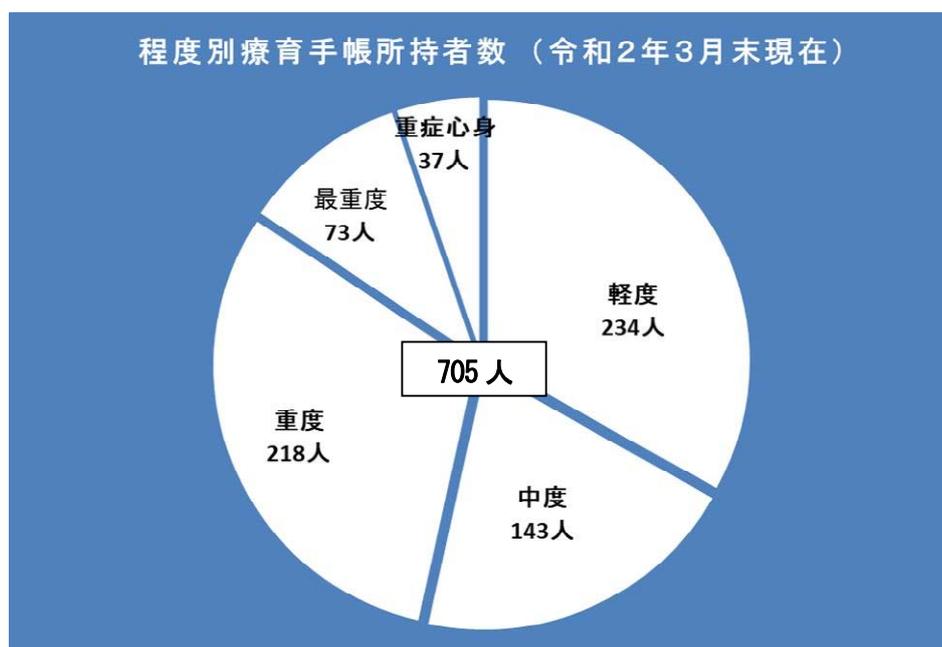
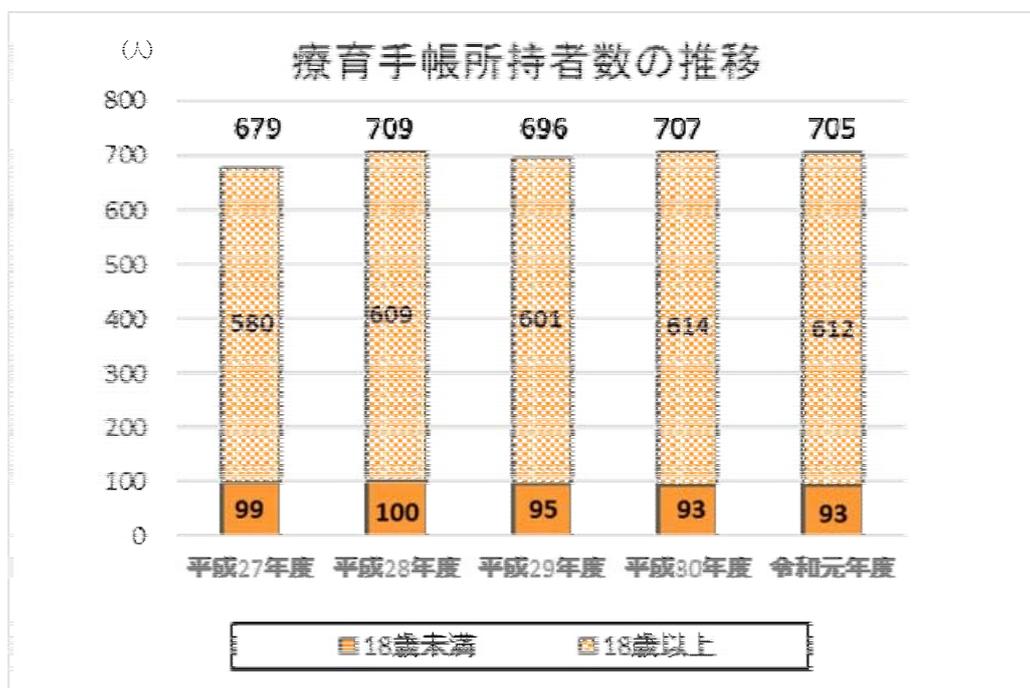
本市の身体障害者手帳所持者は、令和2年3月末現在で4,144人であり、平成31年3月末より176人（約4.2%）減少しています。18歳未満、18歳以上の年齢2区分別でみると、18歳未満はほぼ横ばいで推移しておりますが、18歳以上は減少傾向にあり4,108人で、全体の約99%を占めています。

また、障害者種別でみると、肢体不自由が全体の56%、内部障害が28%となっています。



(2) 療育手帳所持者の現状

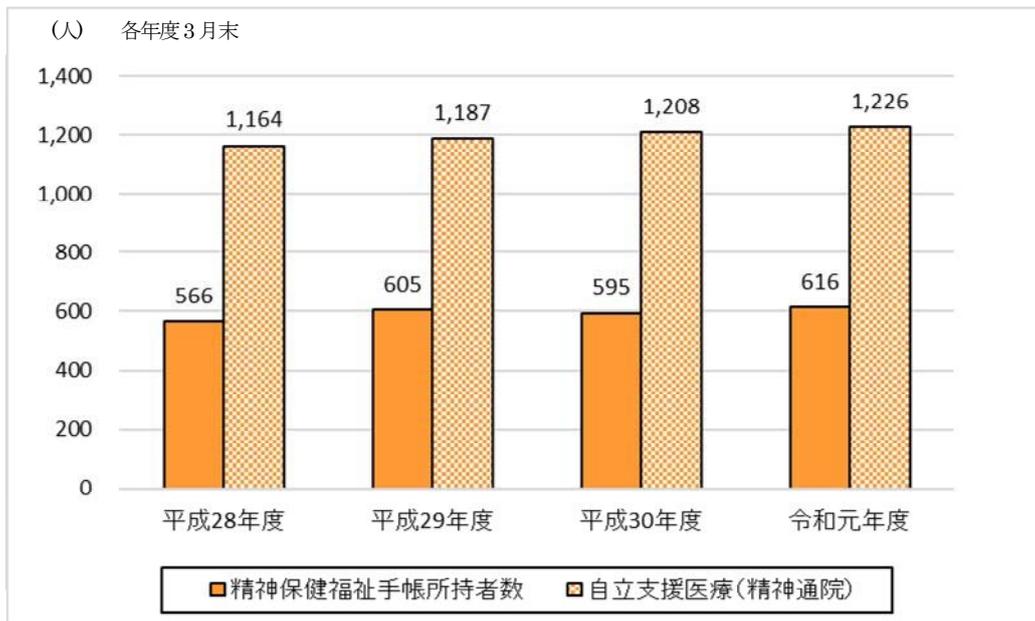
本市の療育手帳所持者数は、令和2年3月末時点で705人であり、これまでの5年間の推移でみると、多少の増減を繰り返しながら概ね横ばいで推移しています。年代別の内訳では、18歳以上の所持者数は増加傾向にあり、18歳未満の所持者数は若干減少しています。程度別では、療育A（重度・最重度・重症心身）よりも療育B（軽度・中度）が若干多いものの、ほぼ二分する割合となっています。



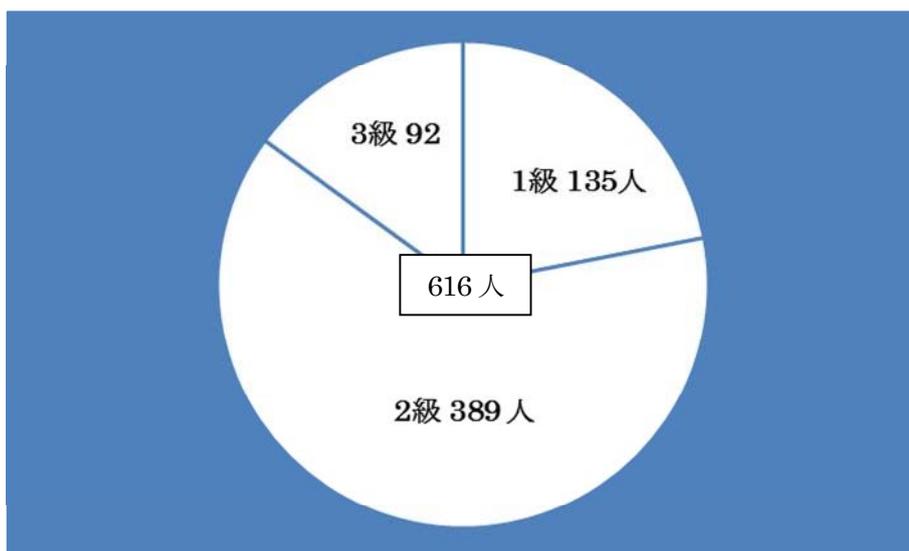
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の現状

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年3月末時点で616人であり、平成31年3月末より21人(3.4%)増加しています。また、自立支援医療費(精神通院)の受給者数は、令和2年3月末時点では1,226人であり、平成31年3月末から18人(1.5%)増加していて、精神障害者保健福祉手帳と同様、増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療費(精神通院)受給者数の推移



■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者(令和2年3月末時点)

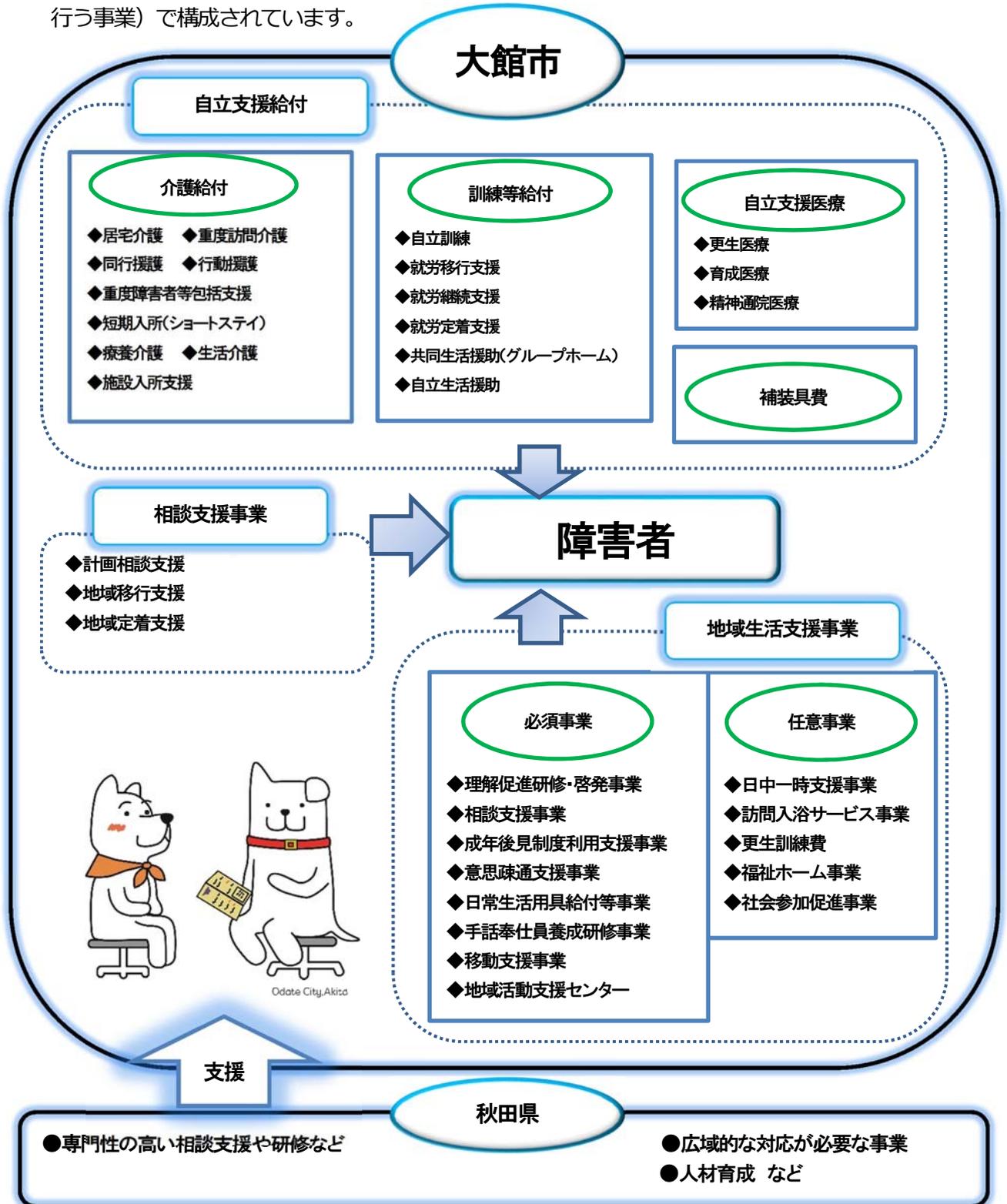


資料：秋田県北秋田地域振興局大館福祉環境部 各年度事業概要

第5章 障害福祉サービス等の必要量の見込み

◆障害福祉サービス等のしくみ

障害者総合支援法に基づくサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業（市の実情に合わせて行う事業）で構成されています。



1 自立支援給付・相談支援の進捗状況と必要量の見込み

これまでの各サービスの利用実績のほか、障害者のニーズや地域における社会資源の状況及び施設入所者の地域への移行者数などを勘案した、令和3年度から令和5年度までの自立支援給付と相談支援の必要量の見込みは次のとおりです。



(1) 訪問系サービス

障害者やその家族が地域で安心して暮らすことができるように、サービスの利用に関する意向などを反映し関係機関との連携に努めます。

■ 訪問系サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護などの外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

第5章 障害福祉サービス等の必要量の見込み

①居宅介護

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	達成率(%)	見込	実績	進捗率(%)
利用者数(人/月)		46	49	107	48	49	102
利用時間数(時間/月)		782	815	104	816	764	94
1人あたりの利用時間(時間/月)		17	17	100	17	16	94

項目	年度	実績見込	見込		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)		51	53	54	55
利用時間数(時間/月)		797	848	864	880
1人あたりの利用時間(時間/月)		16	16	16	16

注) 小数点以下四捨五入。以下、各サービス同様。

②重度訪問介護

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
利用者数(人/月)		1	0	0	1	0	0
利用時間数(時間/月)		5	0	0	5	0	0
1人あたりの利用時間(時間/月)		5	0	0	5	0	0

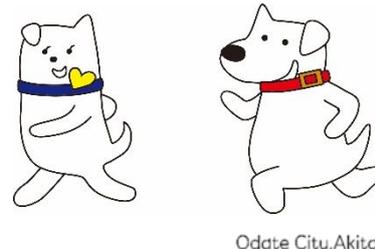
項目	年度	実績見込	見込		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)		1	2	3	3
利用時間数(時間/月)		15	30	45	45
1人あたりの利用時間(時間/月)		15	15	15	15

③同行援護

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
利用者数(人/月)		8	10	125	9	9	100
利用時間数(時間/月)		80	44	55	90	104	116
1人あたりの利用時間(時間/月)		10	4	40	10	12	120

項目	年度	実績見込	見込		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)		11	13	13	13
利用時間数(時間/月)		110	130	130	130
1人あたりの利用時間(時間/月)		10	10	10	10



(2) 日中活動系サービス

障害者等のニーズ、施設入所者などの地域移行後や特別支援学校卒業後の利用が見込まれるサービスなどを把握し、グループホーム創設などの整備時に、短期入所(ショートステイ)の付加を検討してもらうなど事業所への情報提供に努めます。

■日中活動系サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

第5章 障害福祉サービス等の必要量の見込み

短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的障害者・精神障害者に対し、一定の期間、夜間の居住の場を提供して生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型〔雇用型〕）	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
就労継続支援 （B型〔非雇用型〕）	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型では企業等やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人などを対象とします。
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障害者で1人暮らしを希望する人について、本人の意思を尊重した地域生活支援をするため、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により適切な支援を行います。

①生活介護

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
利用者数(人/月)		309	316	102	315	321	102
利用日数(日/月)		6,180	6,085	99	6,300	6,319	100
1人あたりの利用日数(日/月)		20	19	95	20	20	100

項目	年度	実績見込	見込		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)		320	325	327	332
利用日数(日/月)		6,400	6,500	6,540	6,640
1人あたりの利用日数(日/月)		20	20	20	20

②療養介護

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
利用者数(人/月)		15	15	100	15	15	100

項目	年度	実績見込	見込		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)		15	15	15	15

③短期入所

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
利用者数(人/月)		26	28	108	28	25	89
利用日数(日/月)		494	415	84	532	280	53
1人あたりの利用日数(日/月)		19	15	79	19	11	58

第5章 障害福祉サービス等の必要量の見込み

項目	年度	見 込			
	実績見込	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	20	22	24	26	
利用日数（日／月）	280	308	336	364	
1人あたりの利用日数（日／月）	14	14	14	14	

④自立訓練（機能訓練）

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
	実績見込	見 込	実 績	進捗率(%)	見 込	実 績	進捗率(%)
利用者数（人／月）	4	2	50	5	1	20	
利用日数（日／月）	36	18	50	45	8	18	
1人あたりの利用日数（日／月）	9	9	100	9	8	89	

項目	年度	見 込			
	実績見込	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	1	1	1	1	
利用日数（日／月）	10	20	20	20	
1人あたりの利用日数（日／月）	10	20	20	20	

⑤自立訓練（生活訓練）

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
	実績見込	見 込	実 績	進捗率(%)	見 込	実 績	進捗率(%)
利用者数（人／月）	12	15	125	13	13	100	
利用日数（日／月）	204	230	113	221	204	92	
1人あたりの利用日数（日／月）	17	15	88	17	16	94	

項目	年度	見 込			
	実績見込	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	10	10	10	10	
利用日数（日／月）	170	170	170	170	
1人あたりの利用日数（日／月）	17	17	17	17	

⑥宿泊型自立訓練

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
利用者数(人/月)		9	14	156	9	12	133

項目	年度	実績見込		見込	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)		12	12	12	12

⑦就労移行支援

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
利用者数(人/月)		26	23	88	27	19	70
利用日数(日/月)		434	423	97	513	360	70
1人あたりの利用日数(日/月)		19	18	95	19	19	100

項目	年度	実績見込		見込	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)		16	16	16	16
利用日数(日/月)		304	304	304	304
1人あたりの利用日数(日/月)		19	19	19	19

⑧就労継続支援(A型:雇用型)

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
利用者数(人/月)		10	10	100	10	8	80
利用日数(日/月)		190	194	102	190	123	65
1人あたりの利用日数(日/月)		19	19	100	19	15	79

第5章 障害福祉サービス等の必要量の見込み

項目	年度	実績見込			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）		8	8	8	8
利用日数（日／月）		144	144	144	144
1人あたりの利用日数（日／月）		18	18	18	18

⑨就労継続支援（B型：非雇用型）

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
利用者数（人／月）		181	196	108	186	193	104
利用日数（日／月）		3,439	3,547	103	3534	3,531	100
1人あたりの利用日数（日／月）		19	18	95	19	18	95

項目	年度	実績見込			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）		200	210	220	225
利用日数（日／月）		3,600	3,780	3,960	4,050
1人あたりの利用日数（日／月）		18	18	18	18

⑩就労定着支援

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
利用者数（人／月）		8	7	88	10	5	50

項目	年度	実績見込			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）		6	6	7	8

(3) 居住系サービス

地域生活に移行するための重要な基盤である共同生活援助事業所は少しずつ増えていますが、希望者に対し圧倒的に不足しているため、整備希望事業所との情報連携に努めます。

■ 居住系サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある方に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で相談・入浴・排せつ・食事の介護などの日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	日中活動と合わせて、主に夜間において入浴・排せつ・食事の介護、生活に関する相談や助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

① 共同生活援助

■ 第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
利用者数(人/月)		103	103	100	104	104	100

項目	年度	実績見込			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)		116	123	124	125

② 施設入所支援

■ 第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
利用者数(人/月)		228	226	99	227	229	101

項目	年度	実績見込			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)		228	226	225	224

第5章 障害福祉サービス等の必要量の見込み

(4) 相談支援事業

障害者等のニーズにあった適切な「サービス等利用計画」の作成を促進するため、人材の確保も含め、特定相談支援事業所との連携に努めます。

■ 相談支援事業の種類と内容

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に対して、本人に必要なサービス内容やサービス量を考慮し、利用計画を作成します。
地域移行支援	障害者支援施設などの施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	在宅で生活する障害者に、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談・サポートを行います。

① 計画相談支援給付

■ 第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	平成30年度			令和元年度		
	見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
年間実利用人数	705	698	99	717	683	95
延利用者数(件/年)	1,476	1,442	98	1,524	1,674	110

項目	実績見込	見込		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実利用人数	695	700	705	710
延利用者数(件/年)	1,702	1,715	1,727	1,739

②地域相談支援給付

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
年間実利用人数		7	16	229	7	14	200
延利用者数(件/年)		84	119	142	84	119	142

項目	年度	見込			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実利用人数		15	15	15	15
延利用者数(件/年)		120	120	120	120

2 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域の実情を踏まえ、障害者等の自立と社会参加を促進するため、必須事業及び任意事業の拡充を図ります。

(1) 必須事業

■地域生活支援事業の種類と内容

サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民の方が障害や障害の特性について理解を深めるための研修などを行います。
相談支援事業	障害者等や介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活への支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	知的障害または精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について支援を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために手話通訳者などの派遣による支援を行います。

第5章 障害福祉サービス等の必要量の見込み

日常生活用具給付等事業	重度の障害者等に対し、日常生活の便宜を図るための介護・訓練支援用具などを支給します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための移動を支援します。

①理解促進研修・啓発事業

市民に対し障害の特性について理解を深めるためのセミナーや啓発活動等を行います。

■理解促進研修・啓発事業の見込み

年度 事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者サポーター養成講座等理解・啓発セミナー受講者数（人／年）	100	100	100

②相談支援事業

基幹相談支援センターにおいて、専門の相談員がライフステージに合わせた切れ目のない支援を関係機関と連携して行っていきます。

■基幹相談支援センター等機能強化事業の見込み

年度 事業名・項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター等機能強化事業（有無）	有	有	有

③成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用に関する助成制度についての周知を図ります。

■成年後見制度支援事業の見込み

項目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業利用者数（人／年）	2	2	2

④意思疎通支援事業

聴覚障害などにより、意思疎通を図ることが難しい障害者等が必要な時に支援が受けられるように県と連携して行っていきます。

■手話通訳者派遣事業利用者数の見込み

項目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用件数（件／年）	60	70	80
手話通訳者登録者数（人）	4	4	4

■要約筆記者派遣事業利用者数の見込み

項目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用件数（件／年）	2	2	2

⑤日常生活用具給付等事業

実情に応じた給付を行うため給付基準などの見直しに努め、制度の周知に努めます。

■日常生活用具給付等事業利用件数見込み

用具 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	4	4	4
自立生活支援用具	4	4	4
在宅療養等支援用具	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	7	7	7
排泄管理支援用具	1,886	1,886	1,886
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2	2	2

第5章 障害福祉サービス等の必要量の見込み

注) 排泄管理支援用具は、継続的に給付するものであるため、1人1ヶ月分の給付を1件とし年間の累計を計上しています。

① 手話奉仕員養成研修事業

地域において聴覚障害者と日常会話程度のコミュニケーションが図れる市民を育成するための講座を開催します。

■手話奉仕員養成講座受講者数の見込み

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目			
養成講座受講者数(人/年)	25	25	25

注) 【入門課程】【基礎課程】どちらも受講後、養成講座修了者となります。

② 移動支援事業

地域生活への移行を推進するため、自立支援給付で対応できない余暇活動などの社会参加のための移動の支援を充実していきます。

■移動支援事業利用者数の見込み

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目			
延利用者数(人/月)	10	12	14
利用時間(時間/月)	50	60	70

(2) 任意事業

■地域生活支援事業の種類と内容

サービス名	サービス内容
日中一時支援事業	障害者等を日常的に介護している家族が一時的な休息をすることで介護者の負担を軽減し、障害者等に対しては、日中における活動の場を確保します。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な障害者に対して、訪問入浴車を運行し、入浴サービスを実施します。

更生訓練費	社会復帰の促進を図るため、特定のサービス利用者に対し、実習及び訓練に要する費用の一部を支給します。
福祉ホーム事業	障害者に低額な料金で居室その他設備を提供するものです。
社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動などを行い、障害者の社会参加の促進を図ります。スポーツ・レクリエーション教室開催、自動車運転免許取得・改造費助成事業などを実施します。
地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、通所による創作活動、機能訓練または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。

① 日中一時支援事業

介護者の負担を軽減するため、障害者の状況にあった支援を行います。

■ 日中一時支援事業利用者数の見込み

項目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数（人/月）	5	5	5
利用時間（回/月）	20	20	20

② 訪問入浴サービス事業

支援が必要な方への周知を図ります。

■ 訪問入浴事業利用者数の見込み

項目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数（人/月）	4	4	4
延利用回数（回/月）	40	40	40

第5章 障害福祉サービス等の必要量の見込み

③ 福祉ホーム事業

事業への助成を継続して行っていきます。

■福祉ホーム実施個所の見込み

項目	年度		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所(か所)	1	1	1
実利用者数(人/月)	4	4	4

社会参加促進事業

障害者の個性や能力の発揮を促進するため、さまざまな事業を継続して実施し社会参加の促進を図ります。



■社会参加促進事業実施回数の見込み

事業名	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		スポーツ・レクリエーション教室開催事業	スポーツ講座・障害者料理教室など(開催回数)	16
点字・声の広報等発行事業	点字広報(発行回数)	6	6	6
	声の広報(発行回数)	16	16	16
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許取得助成事業(助成件数)	6	6	6
	自動車改造助成事業(助成件数)	2	2	2

④ 地域活動支援センター事業

在宅の障害者が、通所による創作活動や生活訓練ができるよう事業を行っていきます。また、機能訓練や社会適応訓練なども実施できる地域活動支援センターの設置も検討していきます。

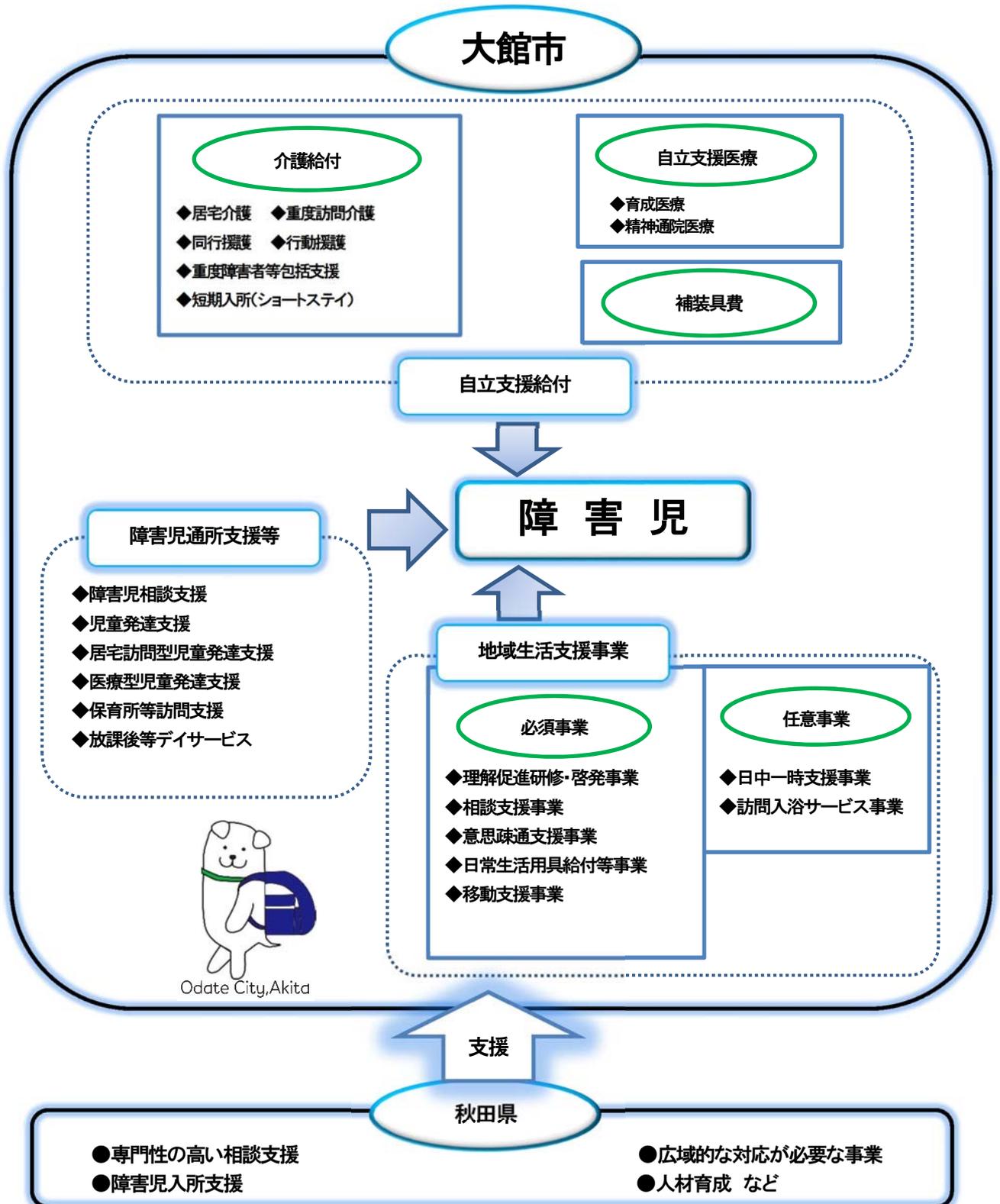
■地域活動支援センター事業実施個所の見込み

項目	年度		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所(か所)	4	4	4
実利用者数(人/月)	100	100	100

第6章 障害児への支援体制

◆ 障害児を支援するサービスのしくみ

児童福祉法及び障害者総合支援法に基づくサービスは、障害児通所支援等と自立支援給付及び地域生活支援事業で構成されています。



支援

秋田県

- 専門性の高い相談支援
- 障害児入所支援

- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成 など

Odate City, Akita

1 児童福祉法に基づくサービス

これまでの各サービスの利用実績のほか、地域における障害児の状況や保護者のニーズ、社会資源の状況などを勘案した、令和3年度から令和5年度までの障害児通所支援等の必要量の見込みは次のとおりです。



Oodate City, Akita

(1) 児童発達支援及び医療型児童発達支援

福祉関係機関の連携の充実により早期発見・早期療育に努めます。

■児童発達支援と医療型児童発達支援の内容

サービス名	サービス内容
児童発達支援センター	ことばの遅れや行動面あるいは運動発達の遅れなど、心身の発達に支援が必要な乳幼児に、日帰りで日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの療育を行います。
児童発達支援事業	日帰りで、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練など療育を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児であって、児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し支援を行います。
医療型児童発達支援事業	上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童に対し、日帰りで治療を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

■児童発達支援 第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
利用者数(人/月)		25	28	112	37	30	81
利用日数(日/月)		125	134	107	185	151	82
1人あたりの利用日数(日/月)		5	5	100	5	5	100

項目	年度	実績見込			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)		40	44	46	48
利用日数(日/月)		200	220	230	240
1人あたりの利用日数(日/月)		5	5	5	5

注) 小数点以下四捨五入。以下、各サービス同様。

(2) 保育所等訪問支援

児童発達支援センターひまわりでの支援を充実していきます。

サービス名	サービス内容
保育所等訪問支援	保育所などを利用している及び今後利用する予定の障害児が在席している保育所などを訪問して、障害児の支援並びに職員への支援を行います。

■ 第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
利用者数(人/月)		12	7	58	14	7	50
利用日数(日/月)		12	7	58	14	7	50

項目	年度	実績見込			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)		8	8	10	10
利用日数(日/月)		10	10	10	10

(3) 放課後等デイサービス

今後の増加が見込まれるため、サービスの質の向上に向けた支援の方法について、教育・福祉関係機関で連携し取り組んでいきます。

サービス名	サービス内容
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供するとともに、放課後等の居場所を提供します。

第6章 障害児への支援体制

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
利用者数(人/月)		58	76	131	86	85	99
利用日数(日/月)		638	887	139	946	1,072	113
1人あたりの利用日数(日/月)		11	12	109	11	13	118

項目	年度	実績見込	見込		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)		98	100	102	104
利用日数(日/月)		1,372	1,400	1,428	1,456
1人あたりの利用日数(日/月)		14	14	14	14

(4) 障害児相談支援

相談支援事業所連絡会などで情報共有を図り、適切なサービス利用を図ります。

サービス名	サービス内容
障害児相談支援	障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
年間実利用人数		125	126	101	126	133	106
延利用者数(件/年)		360	317	88	384	385	101

項目	年度	実績見込	見込		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実利用人数		138	144	148	152
延利用者数(件/年)		420	432	444	446

2 障害者総合支援法に基づくサービス

これまでの利用実績のほか、地域において障害児の受入れが可能な社会資源の状況や保護者のニーズを勘案した、令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービス等の必要量の見込みは次のとおりです。

(1) 自立支援給付

サービス名	サービス内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

①居宅介護

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
		見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
利用者数（人／月）		1	1	100	1	1	100
利用時間（時間／月）		100	86	86	100	70	70
1人あたりの利用時間（時間／月）		100	86	86	100	70	70

第6章 障害児への支援体制

項目	年度	見 込			
	実績見込	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	1	1	1	1	1
利用時間（時間／月）	50	50	50	50	50
1人あたりの利用時間（時間／月）	50	50	50	50	50

②短期入所

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	年度	平成30年度			令和元年度		
	見 込	実 績	進捗率(%)	見 込	実 績	進捗率(%)	
利用者数（人／月）	3	2	67	3	3	100	
利用日数（日／月）	27	9	33	27	7	26	
1人あたりの利用日数（日／月）	9	5	56	9	3	33	

項目	年度	見 込			
	実績見込	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人／月）	2	3	3	3	3
利用日数（日／月）	6	9	9	9	9
1人あたりの利用日数（日／月）	3	3	3	3	3

（2）地域生活支援事業

ア 必須事業

■地域生活支援事業の種類と内容

サービス名	サービス内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために手話通訳者等の派遣による支援を図っていきます。
日常生活用具給付等事業	重度障害者等に対し、日常生活の便宜を図るための介護・訓練支援用具などを支給します。

移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための移動を支援します。
--------	--

①日常生活用具給付等事業

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

単位：件

用具	平成30年度		令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込	実績	見込	実績	実績見込	見込	見込	見込
介護・訓練支援用具	0	1	0	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	2	1	2	1	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	1	0	1	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	0	0	0	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具	108	83	108	102	110	110	110	110
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	0	1	0	1	1	1	1

注) 排泄管理支援用具は、継続的に給付するものであるため、1人1ヵ月分の給付を1件とし年間の累計を計上しています。

イ 任意事業

■地域生活支援事業の種類と内容

サービス名	サービス内容
日中一時支援事業	障害者等を日常的に介護している家族が一時的な休息をすることで、介護者の負担を軽減し、障害者等に対しては、日中における活動の場を確保します。

第6章 障害児への支援体制

訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な障害者に対して、訪問入浴車を運行し、入浴サービスを実施します。
------------	---

①日中一時支援事業

■第5期計画の実績と第6期計画の見込み

項目	平成30年度			令和元年度		
	見込	実績	進捗率(%)	見込	実績	進捗率(%)
利用者数(人/月)	22	18	82	22	25	114
利用回数(回/月)	823	191	23	449	197	44
1人あたりの利用回数(回数/月)	37	11	30	37	8	22

項目	年度	見込			
	実績見込	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	23	20	20	20	20
利用回数(回数/月)	134	120	120	120	120
1人あたりの利用回数(回数/月)	6	6	6	6	6

3 障害児の健やかな育成

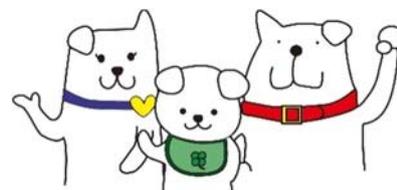
障害児やその家族が身近な地域で安心して生活できるよう、専門的な支援を早期から実施及び継続することが必要です。巡回支援相談員は、保育園並びにこども園などを訪問することによって、障害児に携わる支援者のサポートを行うことができるため、保健・医療・福祉・教育などの関係機関を繋ぐ重要な役割を担っています。

また、障害児のライフステージに沿って、基幹相談支援センター並びに障害児相談支援事業所が中心となり、切れ目の無い一貫した支援を行うために、関係機関の連携の強化を図ります。

よって、就学前児童においては、基幹相談支援センターと児童発達センターひまわりを中核とし、障害児通所支援の充実に努めます。また、就学児においては、加えて教育機関とも連携することにより、地域社会において、全ての児童が共に成長できるよう支援体制の強化に努めます。

さらに、利用できるサービスなどが限られる重症心身障害児が、身近な地域で支

援が受けられるよう社会福祉法人などと連携を図っていきます。また、サービスの支援が難しい医療的ケア児が、適切な支援を受けられるように、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に努めます。



Odate City, Akita

(1) 専門的な支援

■ 障害児支援に関する相談件数見込

項目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回支援専門員によるもの (年延件数)	500件	500件	500件
基幹相談支援センター相談支援 専門員によるもの(年延件数)	100件	100件	100件
医療的ケア児等に関するコーデ ィネーターの配置	0人	1人	1人

(2) 保育園等における障害児の受入れ人数

■ 障害児受入れ人数(見込)

項目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園	54人	54人	54人
認定こども園	4人	4人	4人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)等	20人	20人	20人

(3) 重症心身障害児等や医療的ケア児の生活状況

重症心身障害児等や医療的ケアを受けている児童は、利用できるサービスや医療機関が限られていることから、保護者の方へ生活実態に関するアンケートを実施しました。アンケートの集計結果は、今後の支援を検討していくうえでの基礎資料とさせていただきます。

第6章 障害児への支援体制

また、大館市障害者自立支援・差別解消支援協議会において、障害児の療育に関する地域の課題について協議していきます。

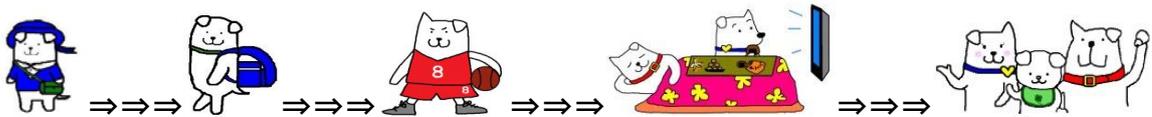
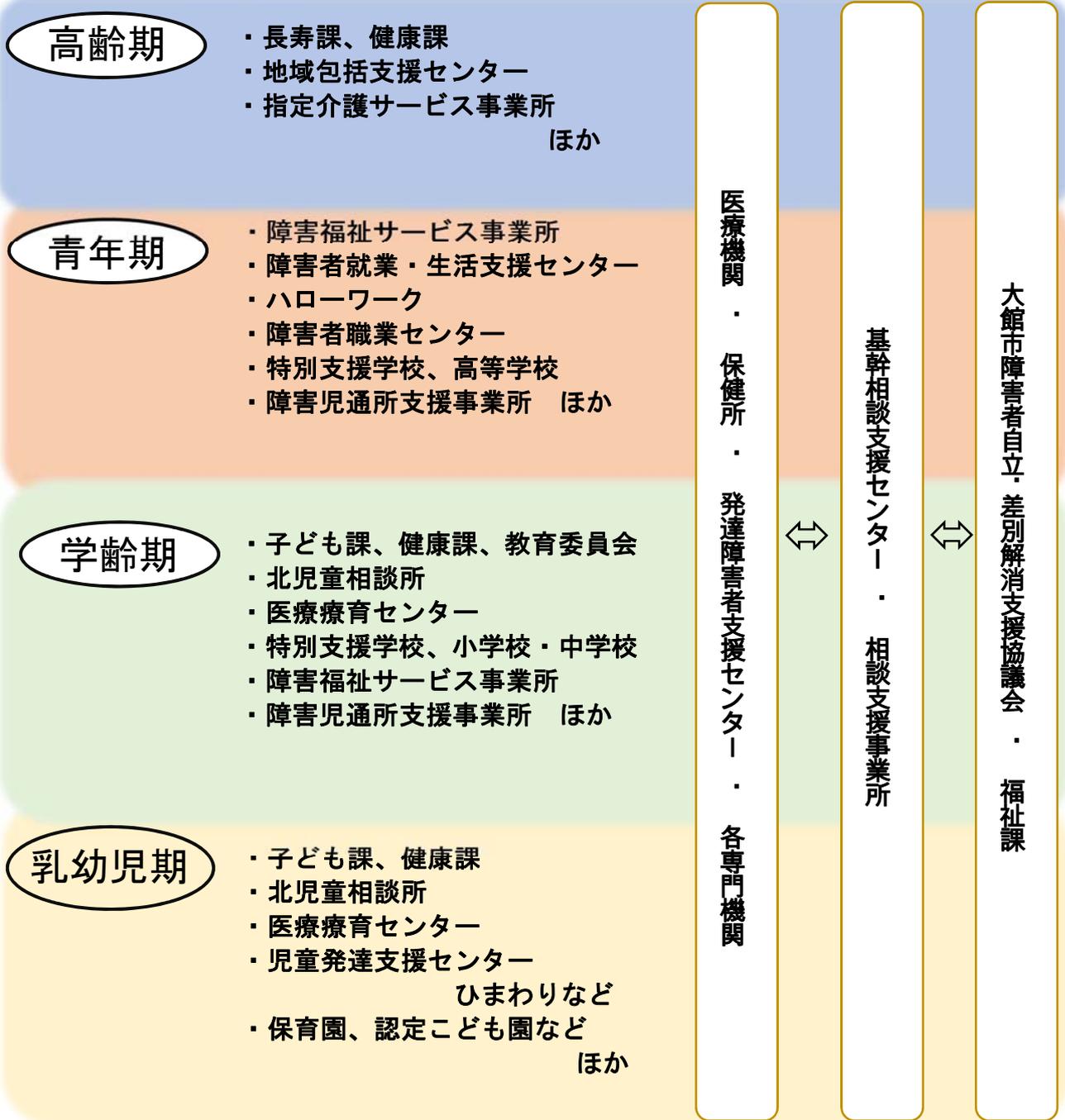
調査対象者：市内在住の18歳以下の重度の障害児（身体障害者手帳と療育手帳を所持）及び医療的ケアを受けている児童の保護者16人

調査回収率：81%（13人）



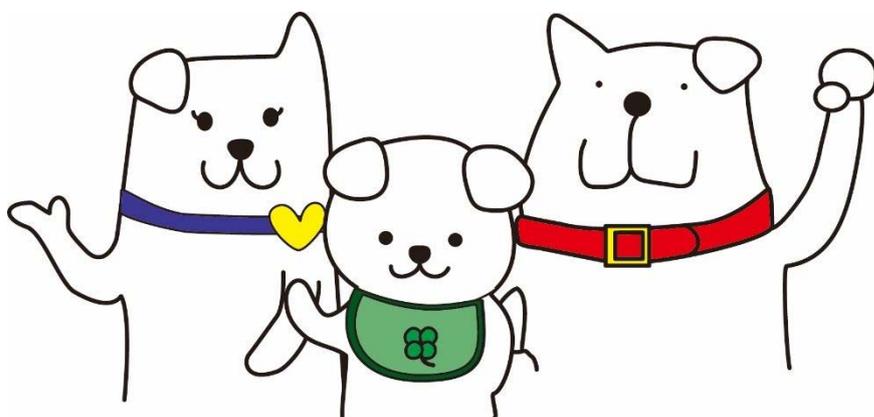
【アンケート調査結果概要については、資料（P46から）をご覧ください。】

ライフステージに合わせた切れ目のない支援



障害のある方が、安心して地域生活を送るためには、乳幼児期から高齢期まで『切れ目のない支援』を継続していくことが重要となります。保健、医療、教育、福祉、雇用などの関係機関が連携して、ライフステージに対応した支援体制の強化に努めます。

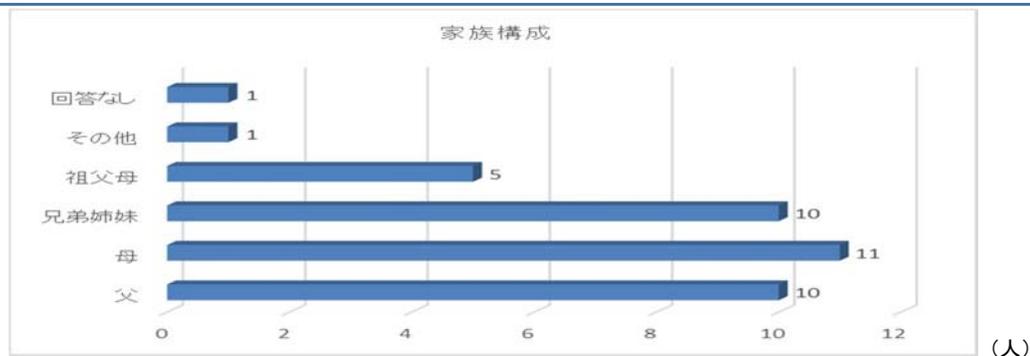
【資 料】



Oodate City, Akita

まる番号すべてに○を、また（ ）には人数をご記入ください。

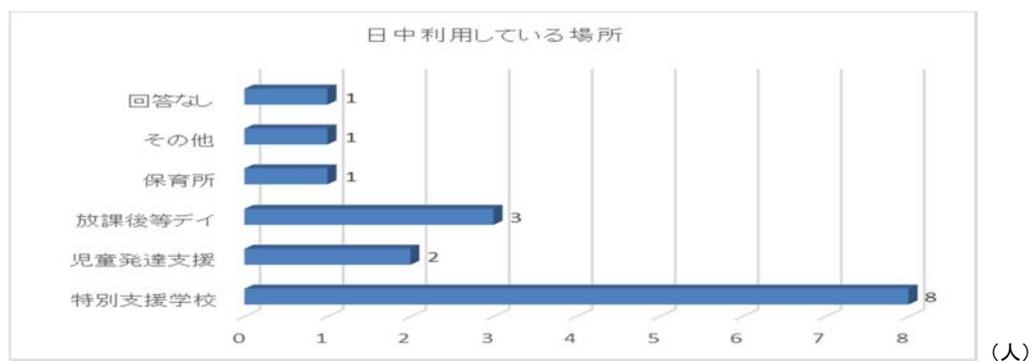
- | | | |
|------------|---------|-------------|
| 1. 父 | 2. 母 | 3. 兄弟姉妹（ 人） |
| 4. 祖父母（ 人） | 5. その他（ | ） |



* 半分以上が父母、兄弟姉妹の家族構成でした。

【問6】ご本人が日中利用している場所で、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| 1. 保育所、認定こども園 | |
| 2. 普通学校（どちらかに○を 普通学級・特別支援学級） | |
| 3. 特別支援学校 | |
| 4. 障害児通所支援事業所（どちらかに○を 児童発達支援・放課後等デイ） | |
| 5. 入院中 | 6. その他（ |

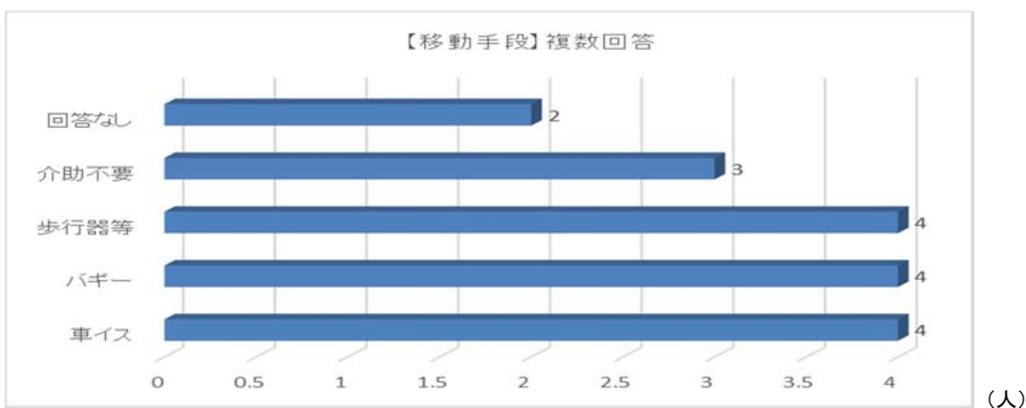
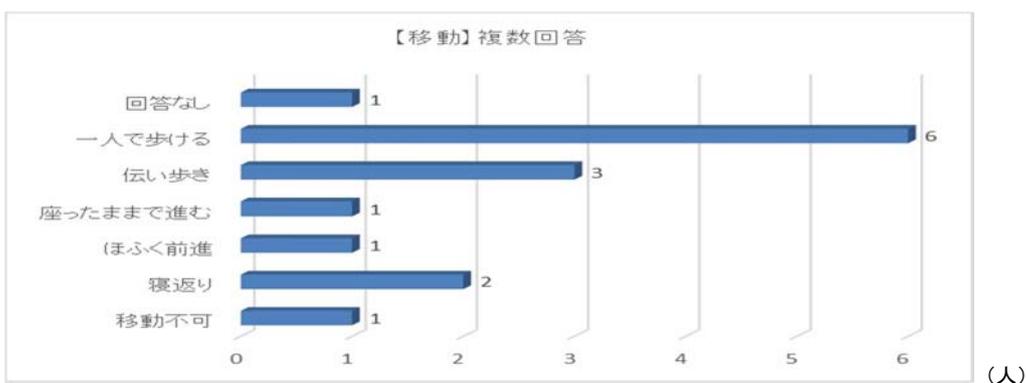
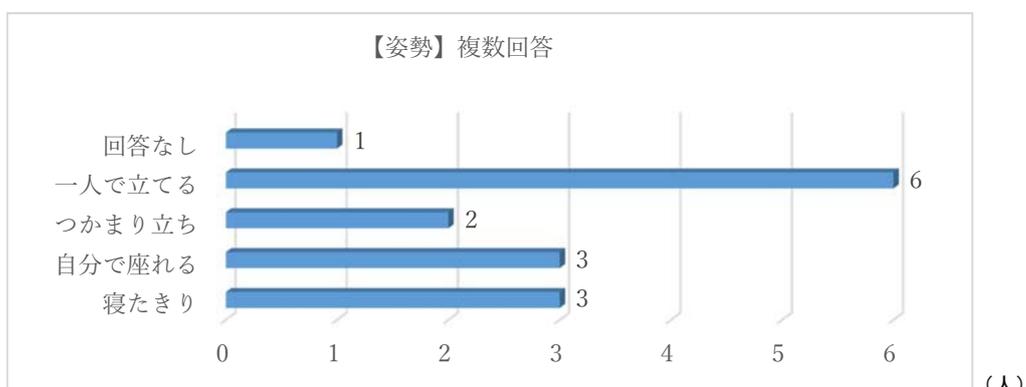


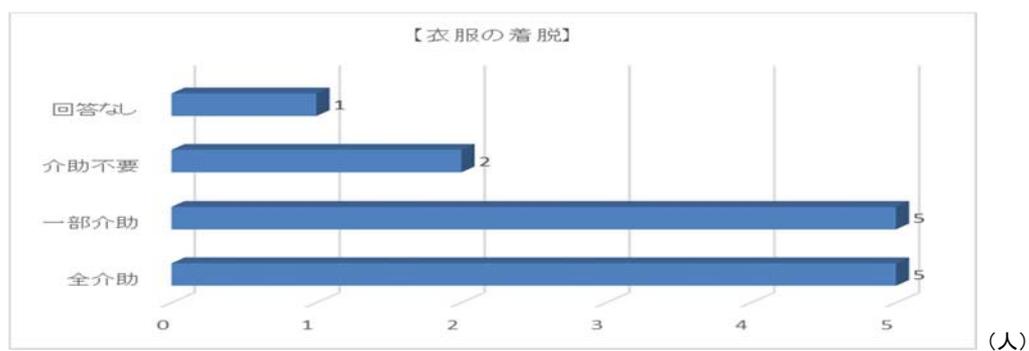
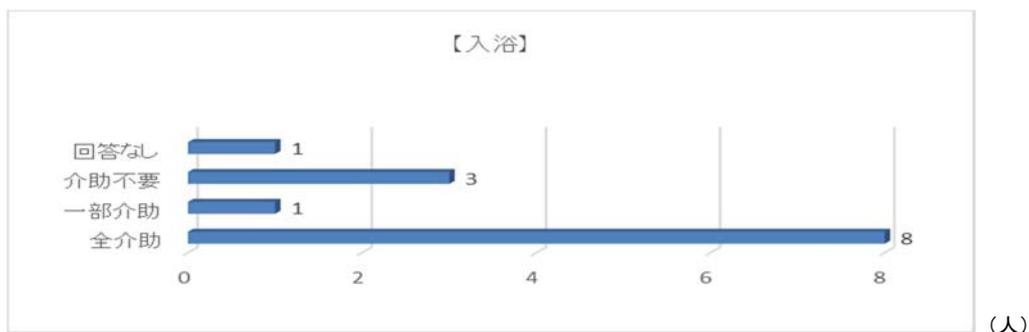
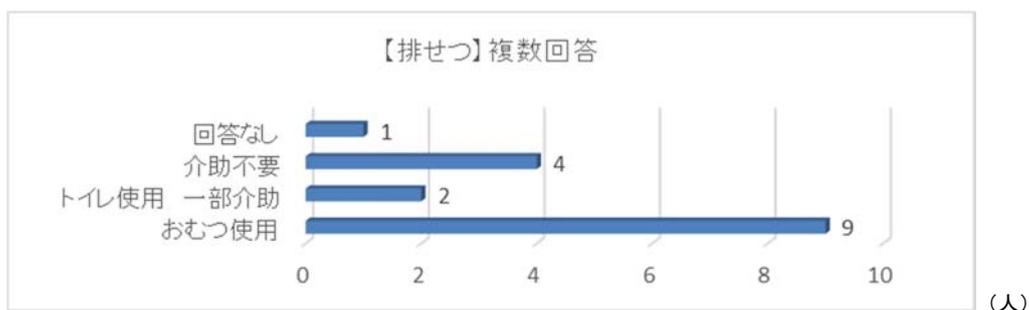
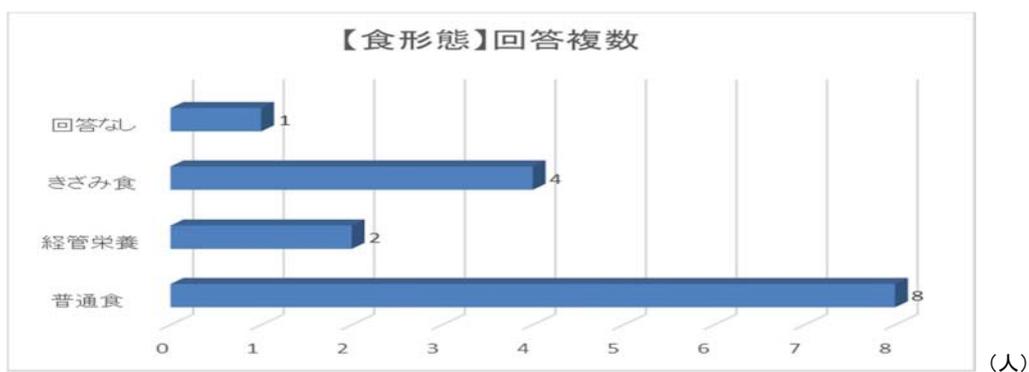
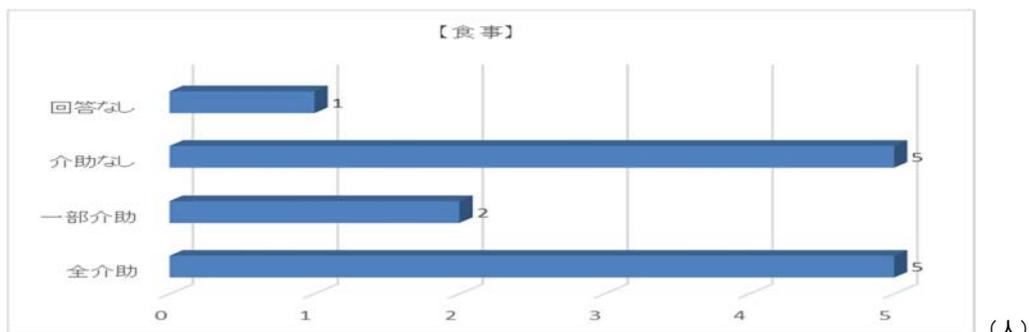
* 学校や保育所と障害児通所支援事業所を併用しているお子さんが多いです。
その他とは、医療療育センターへの入所です。

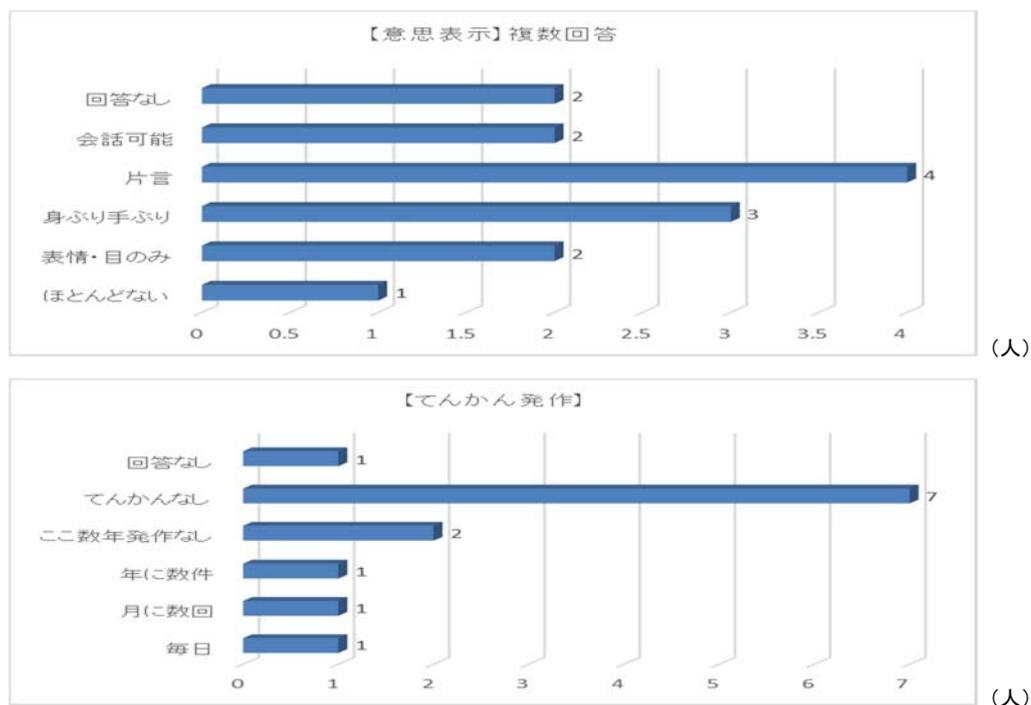
【問7】ご本人の状態であてはまるものに○をつけてください。

	ご本人の状態
姿勢	寝たきり、自分で座れる、つかまり立ち、一人で立てる
移動	移動不可、寝返り、ほふく前進、座ったままで進む、伝い歩き、一人で歩くことができる

移動手段	車イス、 バギー、 歩行器等（介助者による介助も含む）、 介助不要
食事	全介助、 一部介助、 介助なし（食事にかかる時間分）
食形態	経管栄養、 流動食、 きざみ食、 普通食
排せつ	おむつ使用、 トイレ使用（全介助、一部介助、介助不要）
入浴	全介助、 一部介助、 介助不要
衣服の着脱	全介助、 一部介助、 介助不要
意思表示	ほとんどない、 表情・目のみ、 身ぶり手ぶり、 片言、 コミュニケーション支援機器使用
てんかん	毎日、 週に数回、 月に数回、 年に数回、 ここ数年発作なし、 てんかんなし





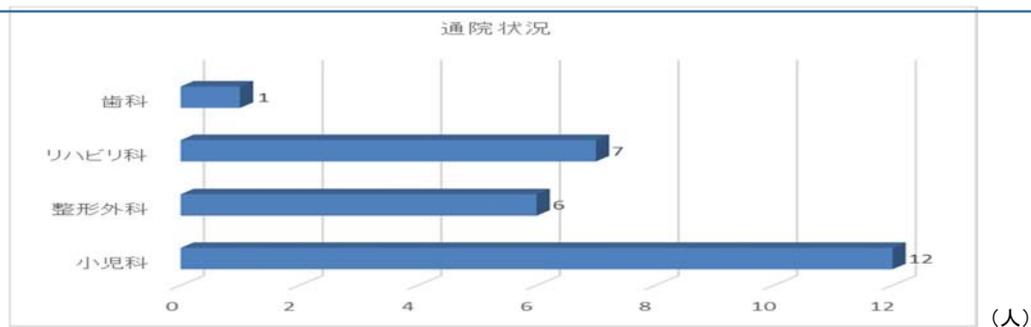


* 日常生活において介護者の介助を必要とするお子さんがほとんどです。

🌟医療に関する状況

【問8】ご本人の通院状況についてご記入ください。

1. 通院回数 月 回くらい
2. 医療機関名 _____
3. 診療科名 _____ 科



* 半分以上のお子さんが2科以上に通院していて、通院頻度は多い人で週2回、少ない人でも年に1回は通院しています。また、半数の人が市外の病院へ通院しています。

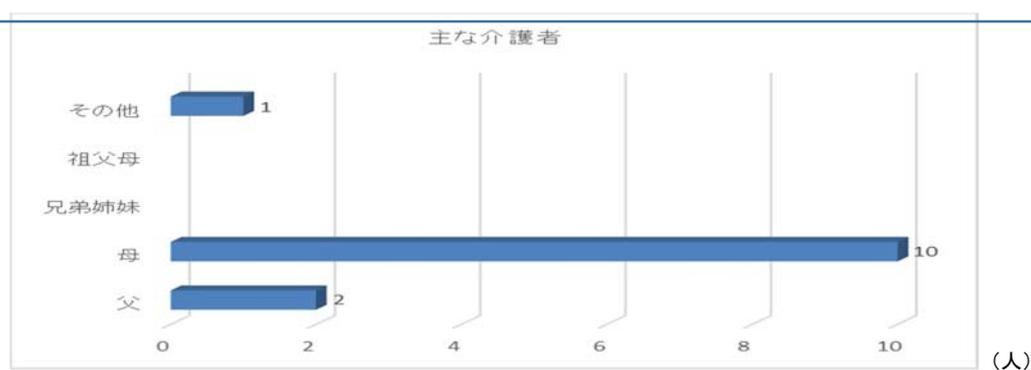
【問 9】ご本人が受けている医療的ケアであてはまるものに○をつけてください。

医療的ケア	該当する人数	医療的ケアの主な実施者		
		家族	医療機関・サービス事業所職員	その他（ご本人との続柄を記入）
人工呼吸器	1人		○	
気管切開	1人		○	
経鼻エアウェイ				
たん吸引	1人		○	
ネブライザー				
中心静脈栄養法				
経管栄養	1人		○	
経鼻栄養	1人	○		
導尿補助	1人		○	
人口肛門				
人工透析				
酸素吸入	1人		○	
その他				

🌀 介護者の状況

【問 10】どなたがご本人の介護を主にしますか。1つだけ○をつけてください。

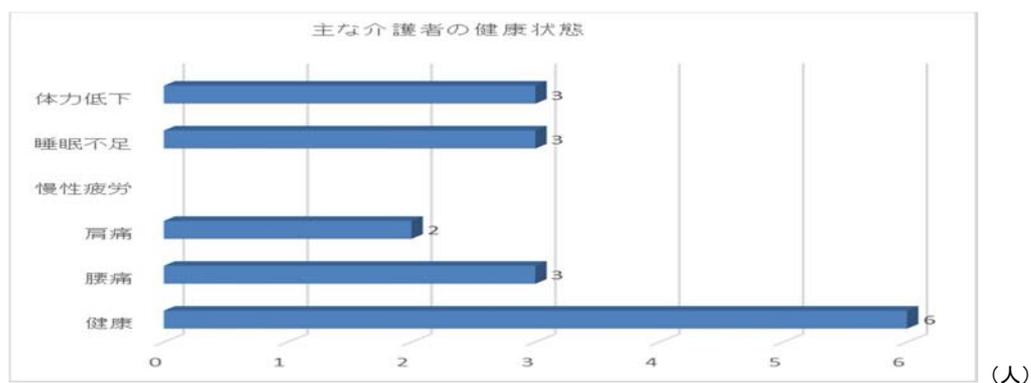
1. 父 2. 母 3. 兄弟姉妹 4. 祖父母
5. その他親族 6. 事業所のヘルパー等



* 主な介護者は母であり、その他では看護師という回答もありました。

【問 11】問 10 で○をつけた方の健康状況について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

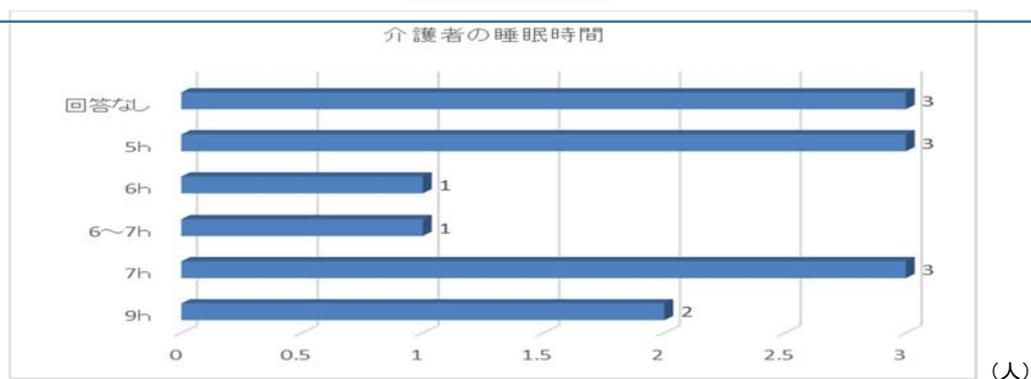
1. 健康 2. 腰痛 3. 肩痛 4. 慢性疲労
5. 睡眠不足 6. 加齢による体力の低下 7. 通院中（診療科名： ）



*半数以上の介護者の方が体調不良を感じていて、通院されている方も多くいました。

【問12】問10に○をつけた方の睡眠状況についてご記入ください。

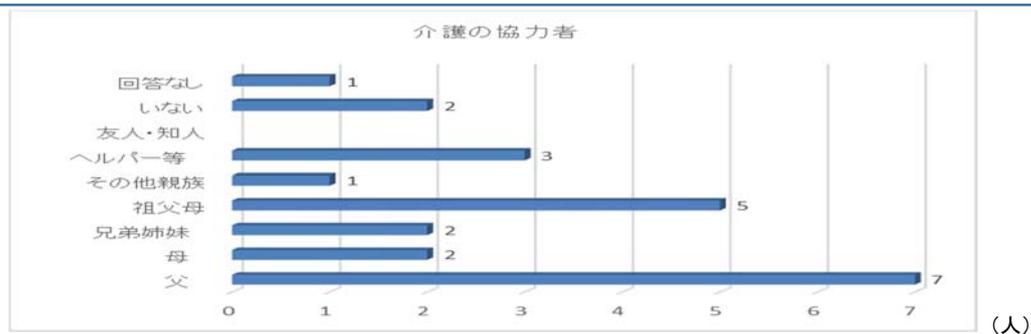
1. 1日の睡眠時間 およそ 時間
2. 夜間介護のため起きる回数 回くらい



*半分以上の方は夜間の介護はなしで、多い方で介護のため2回起床していました。

【問13】主に介護をする方他に、介護の協力を頼める方はいますか。あてはまる番号・記号すべてに○をつけてください。

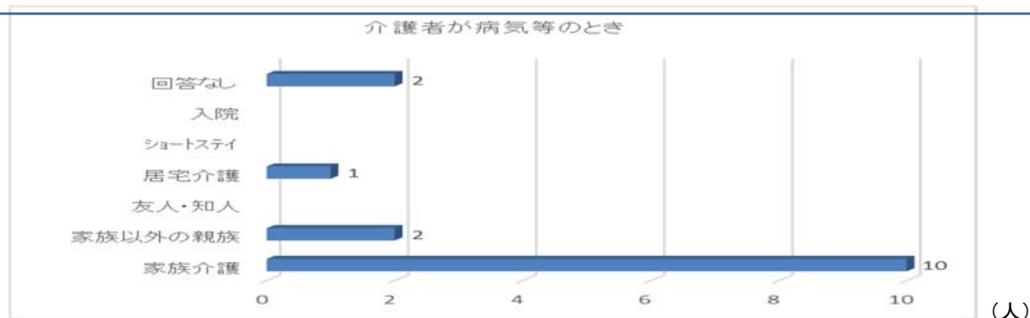
1. いる
 ア. 父 イ. 母 ウ. 兄弟姉妹 エ. 祖父母
 オ. その他親族 カ. 事業所のヘルパー等
 キ. 友人・知人 ク. その他 ()
 2. いない



*協力者がいるとの回答がほとんどでしたが、2名は協力者なしでした。

【問14】主な介護者が病気等の時は、ご本人の介護をどのようにしていますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 家族が介護する | 2. 家族以外の親族が介護する |
| 3. 友人・知人に頼む | 4. 居宅介護（ホームヘルプ）を利用する |
| 5. ショートステイ（短期入所）を利用する | |
| 6. 医療機関へ入院する | 7. その他（ ） |



*ほとんどの方が、家族や親族の協力を得ていました。

🌀サービスの利用状況

【問15】ご本人が過去1年間に利用したサービスであてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | | |
|-----------------|--------------|-----------|
| 1. 居宅介護（ホームヘルプ） | 2. 重度訪問介護 | 3. 同行援護 |
| 4. 行動援護 | 5. 短期入所 | 6. 児童発達支援 |
| 7. 放課後等デイサービス | 8. 移動支援 | 9. 日中一時支援 |
| 10. 補装具 | 11. 日常生活用具給付 | 12. 訪問入浴 |
| 13. 訪問看護 | 14. その他（ ） | |

*サービスの内容

居宅介護：自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

重度訪問介護：常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

同行援護：視覚障害のある人に、移動に必要な情報の提供、外出支援を行います。

行動援護：自己判断能力が制限されている人が行動するときに、外出支援を行います。

短期入所：短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

児童発達支援：未就学児で療育が必要なお子さんへ、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。

放課後等デイサービス：就学児で療育が必要なお子さんへ、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行い、放課後等の居場所を行います。

移動支援：屋外での移動が困難な障害のある人へ、社会生活上必要な外出等の移動支援を行います。

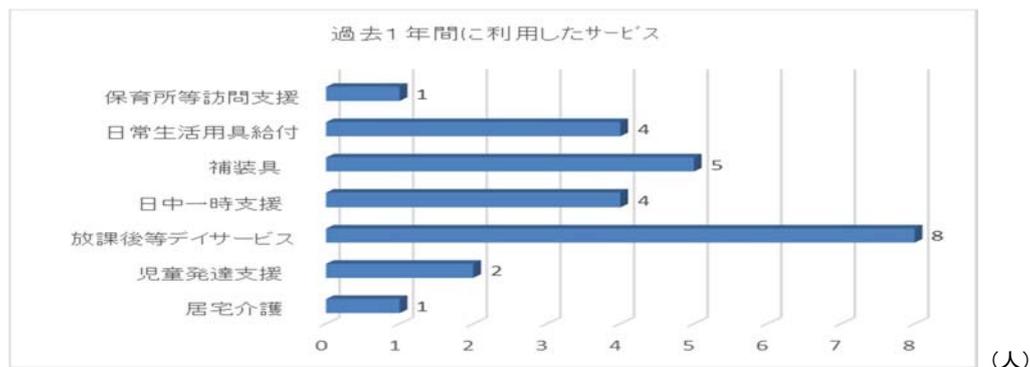
日中一時支援：日常的に介護している家族の負担を軽減し、日中における活動の場を提供します。

補装具：障害のある部分を補う用具で、日常生活や就労に用いるものを給付します。

日常生活用具給付：重度の障害がある人の日常生活の便宜を図るための介護・訓練等支援用具等を支給します。（例：紙おむつ、保護帽、住宅改修（段差解消・手すり取付ほか）など）

訪問入浴：自宅での入浴が困難な障害のある人に対し、訪問入浴車を運行し入浴サービスを行います。

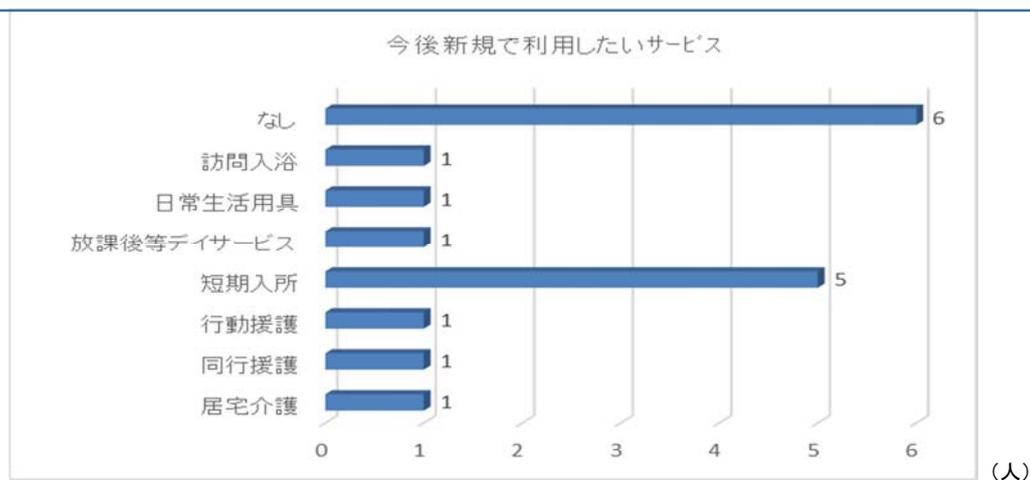
訪問看護：看護師等が自宅等を訪問し、療養に必要なサービスを行います。



* 通所で受けられるサービスがほとんどであり、日常生活や動作を補助する給付も多いです。

【問16】 現在利用している福祉サービスのほかに、今後利用を希望するサービスの番号すべてに○をつけてください。

- | | | |
|-----------------|--------------|-----------|
| 1. 居宅介護（ホームヘルプ） | 2. 重度訪問介護 | 3. 同行援護 |
| 4. 行動援護 | 5. 短期入所 | 6. 児童発達支援 |
| 7. 放課後等デイサービス | 8. 移動支援 | 9. 日中一時支援 |
| 10. 補装具 | 11. 日常生活用具給付 | 12. 訪問入浴 |
| 13. 訪問看護 | 14. その他（ | ） |

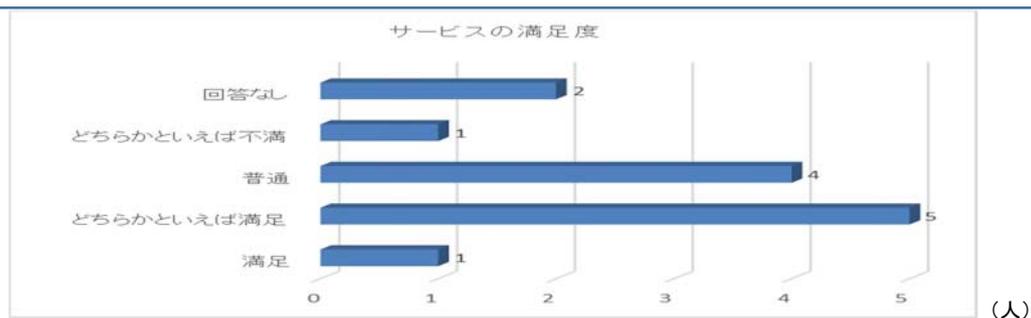


* 緊急時に利用できる短期入所の希望が最も多かったです。

【問17】 ご本人が利用している福祉サービスの量に満足していますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

1. 満足 2. どちらかといえば満足 3. 普通
4. どちらかといえば不満 5. 不満

* 4、5と感じる理由を自由にご記入ください。

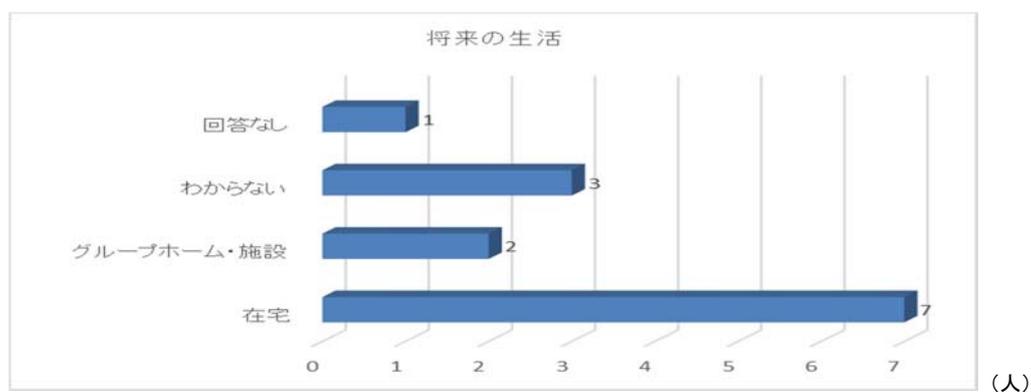


重度でなおかつ小さいからとの理由で断られる場合がある。また、大館では重度児が使える福祉サービスがとにかく少ない。障害課に電話しても“ない”との回答で何の解決にもならない。重度児を抱えて生きるのが困難過ぎて辛い。

などのご意見をいただきました。

【問18】ご本人が大人になった時にどのような生活を希望しますか。あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

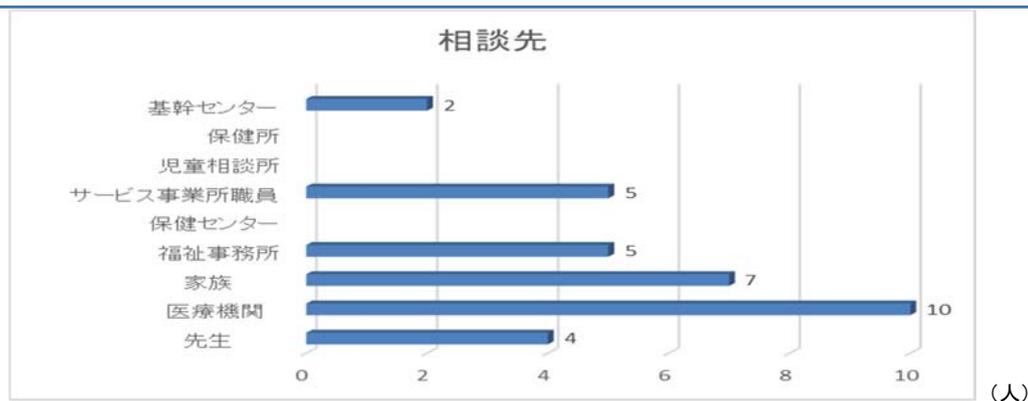
1. 在宅や通所の福祉サービスを利用しながら在宅での生活
2. グループホームや施設での生活
3. わからない
4. その他 ()



* サービスを利用しながら在宅での生活を希望される方が半数以上でした。

【問19】ご本人の相談先はどこ（誰）ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | | |
|--------------------|-----------|--------|
| 1. 通園・通学先の先生 | 2. 医療機関 | 3. 家族 |
| 4. 福祉事務所（福祉課・子ども課） | 5. 保健センター | |
| 6. サービス事業所職員 | 7. 児童相談所 | 8. 保健所 |
| 9. 基幹相談支援センター | 10. その他（ | ） |



* 通院が伴うことから相談先として医療機関が最も多く、次いで家族となっています。

【問20】ご本人が地域で生活するうえで、困っていること、必要なことがありましたら、自由に記入してください。

未就学の重度障害児が使える療育(母子分離なら嬉しい)が必要だと思う。なかなか医ケアのある子や重度肢体不自由児だと大館の保育園は受け入れることが難しいからだ。

地域によっては保育園の代わりとして母子分離の療育園が存在している。しかし、大館にはいつまでたってもそれが実現しない。医療が進歩するに従い、重度の障害があっても生きられるようになった。しかし、地域にそれを受け入れる体制がなければ、ずっと家に閉じこもり、生きているのに楽しみを見つけるのが困難な人生となってしまふ。

せっかく授かった命なので、たくさんの経験を子どもにはさせてあげたい。療育園を大館にも作ってください。お願いします。

多目的トイレがないとき。

集団生活にも慣れさせたいために保育園等に通わせたいが、加配が必要なため通える所が限定されてくる。保育園の場合、一定の時間仕事をするのが求められるので、リハビリや療育、通院などを十分に受けることができない。

児童発達支援を受けている子どもの親は働かなくてもいいよう規制を緩和してほしい。質問と回答がよくわからないところがあった。

サービスを知る、受けやすい環境が充実しているといいなあと思います。

福祉サービスというものがあるのですが、所得制限をみられてしまい、車いす等、その他のサービスが受けられず、ほとんどが自費になっています。もっと平等に受けられるように制度改善をお願いします。

障害者手当も全く該当せず、ほとんどいただいたことがありません。もっと自分の立場になって考えてほしいと思います。困っている人のために、もっと充実した制度をお願いします。

この資料の冒頭にある「大館市の障害福祉施策を検討する基礎資料とし障害児福祉計画を策定するうえで」この声を大いに活用してください！！

機械浴のある施設での入浴・利用回数（平日）も考えてほしい

現在、比内支援学校に行っていますが、卒業した後のことがどうなるのか心配している。

重度の若い人が入所する施設が少ないと思います。将来は子供2人は施設入所を考えています。1人は全介助、1人はほとんど日常生活のことができ、状態は違いますが、2人同じところに入所を望んでいます。今すぐとは言いませんが将来どこかにできたらと思います。安心して入れる所をよろしくをお願いします。

介助者と一緒に行動しているときは大丈夫だと思いますが、万が一、はぐれてしまった時に事故やケガなどしないか不安があります。買い物に行った時や出かけた時に触って壊してしまわないか心配です。念のため保険に入っていますが、障害がどんなのかわからない人からからまれたりしないか、いつもドキドキしています。

アンケートへのご協力、また、たくさんのご意見をいただきありがとうございました。

今回の調査で得たご本人や介護される方の生活の状況等を大館市における今後の支援を検討するうえで活用させていただきます。



Oodate City, Akita

第6期大館市障害福祉計画・第2期大館市障害児福祉計画（案） についての意見募集（パブリックコメント）の結果

第6期大館市障害福祉計画・第2期大館市障害児福祉計画（案）についての意見募集（パブリックコメント）の結果は、次のとおりです。

- 1 募集期間 令和3年2月8日（月）から令和3年2月22日（月）まで
- 2 資料閲覧場所 大館市ホームページ、大館市福祉部福祉課、比内総合支所市民生活係
田代総合支所市民生活係
- 3 意見提出方法 郵送、ファクス、電子メール、直接持参
- 4 意見提出者数 1人
- 5 意見件数 1件
- 6 意見の内容と市の考え方

意見No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>新聞を読み投稿しています。</p> <p>私は現在 54 歳、20 年ほど前から市立の精神科で通院治療をし、気分変調症という診断で数年前に手帳の申請をして精神障害 1 級を交付されております。</p> <p>症状としては、抑うつ、身体の不調、希死感がほぼ毎日続いています。</p> <p>「親なき後」、まさに今、自分が直面していることです。</p> <p>前は私と母と弟家族 6 人の生活でしたが、2 年ほど前に 9 月に弟、翌 1 月に母、どちらもガンで亡くなりました。どうか二人の葬儀をとりしきりましたが、あまり記憶がありません。</p> <p>その後、悲しさより解離症状（私の場合は自分が誰だかわからなくなる）がたびたび出るようになりました。</p> <p>それと同時に、私に何か、もしもの時、身寄りがないということの、逆に責任の重さに気づきました。</p> <p>私亡き後、葬儀（直葬で良い）、寺、墓、確実に空き家になる家の処分、これらを自分ひとりでやらなければなりません。</p>	<p>当市では、本計画にも示しましたとおり、障害者等の重度化・高齢化により「親亡き後」を見据えて、地域で障害者等やその家族が安心して生活するため、相談や必要に応じて緊急的な対応が図られる体制づくりとして、地域生活支援拠点等を設置予定です。</p> <p>地域生活支援拠点等設置後は、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や社会資源の連携を行なう機能などを充実させていくことを成果目標としています。</p> <p>民間サービスとも連携しながら、地域生活支援拠点等を中心に、地域での生活を支援していきたいと考えております。</p>

	<p>任意後見人をお願いするしかないのですが、親せきに迷惑をかけるわけにはいきません。</p> <p>友人や知人にとも考えますが、誰がいつどうなるかわからない状況で頼めるわけがありません。</p> <p>一般の会社で障害者の後見や親なき後を支援するサービスがありますが、それであっても確実ではありません。</p> <p>遺言書を作り、寺を替え、葬儀社に見積りをとってもらいました。</p> <p>市にお願いしたいのは、金銭的ではなく、積立やお金を支払ってでも執行してくれる支援が欲しいです。この不安から助けて下さい。</p>	
--	--	--

*****ご協力ありがとうございました。*****

○ 計画策定の経過

日 程	内 容
令和 2 年 5 月 26 日	第 1 回大館市障害者自立・差別解消支援協議会（開催中止） ○委嘱状交付（郵送） ○今後のスケジュールについて(郵送)
令和 2 年 6 月～7 月	重度の障害等があるお子さんの生活実態に関するアンケート調査 障害福祉施設整備予定調査 一般就労移行調査
令和 2 年 9 月 2 日	大館市議会厚生常任委員会への説明（9月議会） ○計画骨子案について ○今後のスケジュールについて
令和 2 年 10 月 15 日	第 2 回大館市障害者自立・差別解消支援協議会開催 ○計画素案について ○意見募集 ○今後のスケジュールについて
令和 3 年 1 月 19 日	第 3 回大館市障害者自立・差別解消支援協議会開催 計画最終案について ○今後のスケジュールについて
令和 3 年 2 月 8 日 ～22 日	計画素案のパブリックコメント（意見募集）の実施
令和 3 年 2 月 16 日	第 4 回大館市障害者自立・差別解消支援協議会開催 ○計画最終案について
令和 3 年 3 月 4 日	大館市議会厚生常任委員会への説明（3月議会） ○計画最終案について
令和 3 年 3 月	第 6 期大館市障害福祉計画・第 2 期大館市障害児福祉計画策定

第6期大館市障害福祉計画
第2期大館市障害児福祉計画

令和3年3月発行

大館市福祉部福祉課障害福祉係

〒017-0897

秋田県大館市字三ノ丸103番地4

T E L 0186-43-7052 (直通)

F A X 0186-42-8532

E-mail sya-fks@city.odate.lg.jp

